

令和 2 年第 1 回定例会

長生郡市広域市町村圏組合議会会議録

令和 2 年 2 月 7 日 開会

令和 2 年 2 月 25 日 閉会

長生郡市広域市町村圏組合議会

令和2年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会会議録

令和2年2月7日

1 出席議員

1 番	ますだ よしお 君	2 番	はつたに 幸一 君
3 番	山 田 広 宣 君	4 番	鈴 木 敏 文 君
5 番	三 橋 弘 明 君	6 番	常 泉 健 一 君
7 番	小 安 博 之 君	8 番	小 林 正 満 君
9 番	今 関 澄 男 君	10 番	中 村 勇 君
11 番	小 倉 利 一 君	12 番	阿 井 市 郎 君
13 番	酒 井 良 信 君	14 番	大多和 正 之 君
15 番	星 野 一 成 君	16 番	鶴 岡 喜 豊 君
17 番	松 野 唱 平 君	18 番	大 倉 正 幸 君

2 欠席議員

なし

3 説明員

管 理 者	田 中 豊 彦 君	副 管 理 者	馬 淵 昌 也 君
副 管 理 者	市 原 武 君	副 管 理 者	小 高 陽 一 君
副 管 理 者	林 和 雄 君	副 管 理 者	清 田 勝 利 君
副 管 理 者	平 野 貞 夫 君	病院事業 管 理 者	桐 谷 好 直 君
教 育 長	内 田 達 也 君	事 務 局 長	鈴 木 祐 一 君
消 防 長	東 條 秀 明 君	水 道 部 長	河 野 宏 昭 君
公立長生病院 事 務 部 長	木 島 明 良 君	事 務 局 次 長 (環境衛生課長)	秋 葉 紀 裕 君
消防本部次長	丸 幸 夫 君	水 道 部 次 長 (管理課長)	斎 藤 洋 士 君
事務局副参事 (総務課長)	平 山 義 晴 君	消 防 本 部 長	斉 藤 豊 君
消 防 本 部 長	渡 邊 仁 臣 君	消 防 本 部 長	保 川 信 晴 君
医療民生課長	柴 崎 勲 君	公 立 長 生 病 院 公 総 務 課 長	牧 野 悟 君
長南聖苑所長	林 紀 行 君	環 境 衛 生 課 セ ン タ ー 所 長	丸 登 美 夫 君
温水センター 所 長	阿 曾 弘 信 君	視 聴 覚 教 材 セ ン タ ー 所 長	徳 永 哲 生 君

会 計 管 理 者 今 井 孔 才 君

4 事務局職員

議 事 局 会 長 杉 崎 正 文 書 記 秋 葉 正 人
書 記 倉 持 康 夫

議 事 日 程

令和2年2月7日 午前10時開議

- 第 1 議席の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議長の選挙
- 第 5 常任委員会委員の選任
- 第 6 議会運営委員会委員の選任
- 第 7 一般質問
- 第 8 議案第 1 号 令和元年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第4号）
- 第 9 議案第 2 号 令和元年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費補正予算（第2号）
- 第10 議案第 3 号 令和元年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第5号）
- 第11 議案第 4 号 令和元年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計補正予算（第4号）
- 第12 議案第 5 号 令和2年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計予算
- 第13 議案第 6 号 令和2年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費予算
- 第14 議案第 7 号 令和2年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計予算
- 第15 議案第 8 号 令和2年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計予算
- 第16 議案第 9 号 長生郡市広域市町村圏組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 第17 議案第10号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係

条例の整備に関する条例の制定について

第 1 8 議案第 1 1 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

第 1 9 議案第 1 2 号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 2 0 議案第 1 3 号 長生郡市広域市町村圏組合病院事業の設置及び経営の基本に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 2 1 議案第 1 4 号 長生郡市広域市町村圏組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 2 2 議案第 1 5 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

第 2 3 議案第 1 6 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第 2 4 休会の件

○副議長（ますだよしお君） おはようございます。

茂原市のますだでございます。諸般の事情により副議長が開会いたします。

開会に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

昨年の12月、長生村議会議長の改選に伴い、組合規約第5条第2項の規定により、議長職議員として小倉利一議員が本組合の議員となりました。また、白子町、睦沢町において議会議員の選挙があり、これに伴い、組合規約第5条第2項の規定により、白子町からは議長職議員として酒井良信議員が、議会選出議員として大多和正之議員が、睦沢町からは議長職議員として今関澄男議員が、議会選出議員として中村勇議員が本組合の議員となりました。共に今後の御活躍を御期待申し上げます。

次に、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決によって指定された1件100万円以下の損害賠償額の決定及び和解について専決処分したので、1月28日付で管理者から報告がありました。先般、議案と一緒にお届けさせていただきましたので、御了承をお願いいたします。

また、監査委員から、監査基準について及び令和元年度定例監査の結果について報告がありました。本日、お手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

書面による報告は以上でございます。

次に、本日、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職・氏名は、お手元に配付してございますので、御了承を願います。

以上で諸般の報告を終わります。

午前10時00分開会

○副議長（ますだよしお君） ただいまから、令和2年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は全員であります。

よって定足数に達し、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

先ほど、議会運営委員会を開き、今定例会の運営等について協議を頂きましたので、その内容について議会運営委員会委員長より報告を願います。

三橋弘明議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（三橋弘明君） おはようございます。

議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日、午前9時30分から議会運営委員会を開催し、令和2年第1回定例会の日程及び会議の運営方法につきまして協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

お手元に本定例会の議事日程を配付してございますので、御覧いただきたいと存じます。

まず、本日の日程について申し上げます。

日程第1といたしまして、「議席の指定」を行います。

日程第2といたしまして、「会議録署名議員」の指名を行います。

日程第3といたしまして、「会期の決定」を行います。この会期でございますが、提案されております議案等の内容から、本日7日から25日までの19日間としたいと思います。また、会期の内容であります、明日8日から24日までは休会とし、25日に本会議をお願いしたいと存じます。

日程第4といたしまして、「議長の選挙」を行います。

日程第5といたしまして、「常任委員会委員の選任」を行います。

日程第6といたしまして、「議会運営委員会委員の選任」を行います。

日程第7といたしまして、「一般質問」を行います。通告者は、16番 鶴岡喜豊議員、2番 はつたに幸一議員であります。通告の内容につきましては、お手元に配付してありますので、ご覧いただきたいと存じます。なお、質問回数は2回までとしたいと存じます。

日程第8から日程第23は、議案16件の上程があり、おのこの説明を受けた後、その審議を行います。このうち議案第5号から議案第8号までの令和2年度各会計予算につきましては、質疑後、所管の常任委員会に審査を付託し、休会中に審査をお願いいたします。そして、25日の本会議において委員会報告後、採決するようお願いいたします。なお、この令和2年度予算以外の議案につきましては、委員会付託を省略し、質疑後、本日採決するようお願いいたします。また、質疑については、議会会議規則第56条の規定により、2回までとなっておりますので、御協力をお願いいたします。

最後に、日程第24といたしまして、「休会の件」を行います。

次に、25日の日程について申し上げます。

日程第1といたしまして、「付託案件の総括審議」を行います。

日程第2といたしまして、「閉会中の所管事務調査申し出の件」であります。以上で全日程が終了となります。

なお、採決の方法は起立によりお願いいたします。

以上が今定例会の運営に関する協議決定事項であります。

議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げ、報告を終わります。

○副議長（ますだよしお君） 御苦労さまでした。

以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

本日の議事日程を報告いたします。

日程は、先ほど議会運営委員会委員長から報告のあったとおりですので、ご了承願います。

これより日程に入ります。

日程第1、「議席の指定を」行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、本職において指定します。

9番に今関澄男君、10番に中村勇君、11番に小倉利一君、13番に酒井良信君、14番に大多和正之君を指定いたします。

日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第81条の規定によって、本職において指名いたします。

18番 大倉正幸君、2番 はつたに幸一君の両名を指名いたします。

日程第3、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、今回提出されました議案の内容と議会運営委員会の意向を尊重し、本日から25日までの19日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（ますだよしお君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日7日から25日までの19日間とすることに決定いたしました。

日程第4、「議長の選挙」を議題といたします。

ただいま組合議長が空席となっておりますので、議長の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（ますだよしお君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦に決定しました。

お諮りします。

指名の方法について、本職において指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（ますだよしお君） 異議なしと認めます。

したがって、本職において指名することに決定いたしました。

議長に松野唱平君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました松野唱平君を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（ますだよしお君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました松野唱平君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました松野唱平君が議場におりますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

松野唱平君に当選承諾の御挨拶をお願いします。

○議長（松野唱平君） ただいま、議員各位の御推挙によりまして、当組合の議会議長を務めることとなりました。長南町の松野でございます。浅学非才な私ではございますけれども、円滑な議会運営と広域行政の発展に努力してまいりたいと存じますので、皆様方の御指導、御鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げまして、整いませんけれども、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。（拍手）

○副議長（ますだよしお君） ありがとうございます。

ただいま新しく議長が決まりましたので、議長と席を交代いたします。

松野議長は議長席をお願いいたします。

御協力ありがとうございます。

○議長（松野唱平君） 松野でございます。よろしくお願いします。

会議を続けます。

日程第5、「常任委員会委員の選任」、並びに日程第6、「議会運営委員会委員の選任」を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松野唱平君） 異議なしと認め、常任委員会委員の選任、並びに議会運営委員会委員の選任を一括議題といたします。

委員の選任は、議会運営委員会条例第7条第1項の規定によって、本職において指名します。

総務常任委員会委員に、9番 今関澄男君、11番 小倉利一君、13番 酒井良信君を、

企業常任委員会委員に、10番 中村勇君、14番 大多和正之君を、議会運営委員会委員に、10番 中村勇君、14番 大多和正之君を指名いたします。

○議長（松野唱平君） お諮りします。

以上のとおり指名いたしました議員を、総務常任委員会、企業常任委員会及び議会運営委員会の委員に選任することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたしますが、この休憩時間に企業常任委員会、議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は第2研修室へお集まりください。

なお、議会運営委員会は企業常任委員会の終了後に開催いたします。

再開は、10時30分といたします。

午前10時13分休憩

午前10時30分再開

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで報告いたします。

休憩中、別室におきまして企業常任委員会、議会運営委員会が開かれました。

企業常任委員会では、空席でありました委員長の互選があり、委員長に阿井市郎君が選任されました。また、議会運営委員会では、空席でありました副委員長の互選があり、小林正満君が副委員長に選任されました。

会議を続けます。

ここで管理者から挨拶の申し出がありましたので、これを許します。

管理者、田中豊彦君。

○管理者（田中豊彦君） 令和2年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、時節柄大変お忙しい中、本定例会にご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、日頃より広域行政の推進に御理解、御協力を賜り、重ねて感謝を申

し上げる次第であります。

さて、先ほど副議長より御報告がありましたが、長生村議会、白子町議会、睦沢町議会におきまして広域組合議会議員が選出され、長生村からは議長職議員として小倉利一議員が、白子町からは議長職議員として酒井良信議員が、議会選出議員として大多和正之議員が、睦沢町からは議長職議員として今関澄男議員が、議会選出議員として中村勇議員が当組合議会議員に就任されました。5名の方々におかれましては、広域行政推進のため御支援、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。また、先ほど議長の改選があり、新議長に松野唱平議員が就任されました。今後の広域組合議会の運営に御尽力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、組合議員を退任されました前議長の今関勝巳議員、市原重光議員、中村義徳議員、矢部眞男議員、大多和秀一議員におかれましては、長年にわたり広域行政の推進のために多大なる御協力を頂きましたことに衷心より御礼を申し上げるとともに、今後の一層の御活躍を御祈念申し上げる次第であります。

ここで、行政報告をさせていただきたいと存じます。

初めに、環境衛生の関係でございますが、災害廃棄物の処理についてですが、令和元年10月25日の豪雨において大規模な範囲で水害や土砂災害が発生し、茂原市、長柄町、長南町の災害廃棄物仮置場に大量の廃棄物が持ち込まれ、早急な対応が求められました。この処理には長期間を要すると考えられていましたが、災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定に基づき、市川市、船橋市、習志野市及び浦安市からのごみ処理施設の提供応援や、千葉県内の産業廃棄物処理業者で構成される千葉県資源循環協会の協力により、3市町の仮置場は1月31日で全て搬出が完了いたしました。今回の処理については、各種団体等に御支援や御協力を頂きまして、迅速な対応を図ることができました。心より感謝を申し上げます。

次に、新最終処分場建設事業についてですが、長柄町の候補地自治会と、昨年12月に測量等の各種調査の実施、最終処分場対策委員会の設置に関する同意を頂きまして、令和2年1月に第1回目となる地元対策委員会を開催したところです。また、エコパーク長生は令和5年1月に埋立て終了が見込まれているところですが、新最終処分場の建設計画の遅れにより、現段階で新最終処分場は令和7年5月の埋立て開始を予定しておりますことから、エコパーク長生の延命化対策が必要となっていますので、地元の皆様方との協議を行いながら並行して事業を進めてまいりますので、議員各位におかれましては御理解と御協力のほどをお願い

申し上げます。

次に、水道の関係でございますが、水道事業では人口減少等による給水収益の減少や、老朽化した施設の更新需要の増加など、水道事業が抱える問題に対処するため、九十九里地域の末端水道事業の事業統合について検討がされておりますが、現在、構成市町村の意向を確認したところであり、引き続き協議、検討を進めていく予定でございます。

次に、公立長生病院の関係ですが、昨年度に実施した経営診断により指摘のありました中長期ビジョン策定については、台風等による災害により準備が遅れましたが、本年9月の策定に向けて作業を進めております。また、諮問機関であります、あり方検討委員会ですが、昨年12月2日に設立し、2回の委員会を開催したところでございます。なお、委員会では活発な意見交換がされているとの報告を受けております。追って中間報告をさせていただきたいと考えておりますので、議員各位に御理解をお願い申し上げます。

さて、本定例会におきましては、令和2年度予算をはじめといたします重要な議案の審議をお願い申し上げるわけですが、まず私から、令和2年度広域行政の運営方針と新年度予算の概要を申し上げます。

我が国の経済は、経済対策など各種政策の推進等により、雇用、所得環境が改善し、緩やかな回復基調が続いていることが見込まれています。しかしながら、現在、国の財政は、人口減少や少子高齢化の進展による社会保障関係費等の増大により歳出が伸び続けている一方、税収は伸び悩み、近年では歳入の半分を借金に依存せざるを得ない状況が恒常的に続いております。地方財政についても、税収の伸び悩みや少子高齢化、人口減少、社会保障、保健医療対策等による地方負担の増や、高度成長期に整備してきた公共施設の老朽化など、様々な問題を抱え、依然として大変厳しい状況にあります。

現在、組合においても消防庁舎の適正配置に関わる整備、水道施設の老朽化対策、長生病院の経営改善等、直面している課題が山積しております。こうした状況を十分に踏まえ、組合の運営にあたりましては、事務事業の改善に取り組むとともに、さらなる経費の節減を図りながら事業の効率化を推進してまいり所存であります。

当組合は地域住民の生活に直結する行政分野を担っており、近年、住民からの要望は複雑多様化しているところでありますが、生活環境の保全とごみ減量化の推進、ごみ処理等各種施設の安全で確実な運営、また消防、災害対応の充実、水道水の安全で安定した供給、救急医療体制の整備、地域の中核医療を担う公立長生病院の充実など、組合に求められる事業の安定的かつ確実な運営に努めまして、住民の負託に応えてまいり所存であります。

ここで、令和2年度の各会計に係る予算の概要について、事業ごとに申し上げます。現在、長引く財政状況の悪化に直面し、多くの自治体が徹底した歳出削減に取り組んでいる中、組合としても構成市町村の財政状況並びに組合事業の将来展望を十分に踏まえ、組合設立の本旨を再認識し、市町村負担金の軽減を図ることを念頭に置き、各部署が事業の優先順位を選択し、各種経費を見直し、効率的で実効性の高い予算編成といたしました。

初めに、一般会計予算について申し上げます。予算総額は、歳入歳出それぞれ67億7,600万円余を計上いたしました。ちば消防共同指令センター部分更新の終了に伴う負担金、エコパーク長生建設資金起債の一部償還終了などによる減額要因がありますが、消費税増税、ごみ処理焼却施設基幹的設備改良事業、新最終処分場建設事業、はしご付消防自動車などの消防車両更新、会計年度任用職員制度や給与改定などによる人件費の増などで、前年度当初予算と比較して16%の増額となりました。今後とも圏域住民の要望に沿えるよう、一般廃棄物の処理を円滑に進めるとともに、救急医療体制及び消防業務等の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、特別会計火葬場・斎場事業費予算について申し上げます。予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5千万円余を計上いたしました。昨年10月の豪雨による土砂崩れの災害復旧を優先し、施設照明器具の更新などを先送りしたことによる減額要因がありますが、敷地外への土砂崩れ、本復旧測量及び設計業務委託、老朽化した遺体保冷库の更新、利用者増による水道光熱費の増、会計年度任用職員制度による人件費の増などにより、前年度比当初予算と比較して2.3%の増額となっております。今後とも火葬業務に支障を来さぬよう細心の注意を払い、施設管理に留意しながら円滑な運営を図ってまいる所存であります。

次に、水道事業会計予算について申し上げます。令和2年度予算の業務予定量は、給水戸数約6万3,000戸、給水人口約14万1,000人、年間総配水量を1,892万6,000立方メートルと見込みました。収益的収支につきましては、収益的収入を50億6,100万円余と見込み、収益的支出を47億7,100万円余といたしました。また、資本的収支は、資本的収入を7億1,100万円余とし、資本的支出を18億4,000万円余といたしました。常に安全で安心して飲むことのできる水の安定供給に向けて、引き続き配水管の耐震化や老朽施設の更新事業を進めてまいります。

次に、病院事業会計予算について申し上げます。令和2年度予算の業務の予定量は、入院患者数を3万6,000人余、外来患者数を8万9,000人余と見込みました。収益的収支につきましては、病院事業収益を33億900万円余と、病院事業費用を33億400万円余といたしました。

また、資本的収支は、資本的収入を5,900万円余とし、資本的支出を1億1,500万円余といたしました。今後とも県域内唯一の公立病院として、その役割を果たすべく、さらなる企業努力により一層の経営健全化に努めるとともに、地域住民のニーズに沿った地域医療の提供を行っていく所存であります。

以上、令和2年度の施策並びに新年度予算の概要につきまして御説明を申し上げます。また、その他の議案につきましては、それぞれ担当から説明をいたしますので、議員各位におかれましては慎重なる御審議を頂き、御可決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、議会定例会にあたりまして挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松野唱平君） 御苦労さまでした。

以上で、管理者の挨拶は終わりました。

日程第7、「一般質問」を行います。

質問の回数は、議会運営委員会の意向を尊重し、また、会議規則第56条の規定により、2回までといたしますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、通告に従い、16番 鶴岡喜豊君。

○16番（鶴岡喜豊君） 16番、長柄町の鶴岡喜豊です。

私は以前に、水道料金の不平等をなくすために長生広域の水道料金の用途制を見直すべきだと考え、一般質問を行いました。今回は、長柄町の一部の地域の水道料金が優遇されていて不平等が生じていると考え、執行部に伺います。

私は、現在、長柄町にある水道用の井戸は、茂原市の水道部が掘った井戸で、行政外であったので、30立米の減免は地域の補償として行っているものだと思っております。現在は、昭和55年に長生広域の水道部が創設され、長柄町も構成団体となり、長生広域の水道事業の一つとして事業体をなしておりますので、30立米の減免は必要がないと私は考えています。そして、水道水の使用がなくゼロ立米の世帯でも基本料金の約3,000円はみんな支払っていますが、長柄町の一部の地域では30立米の減免が許されているため、基本料金さえも払っておりません。

私は、地元の長柄町の町民が得をしているから水道料金が不平等でもよいとは考えておりません。長生広域の水道事業として、よくないと考えています。田中管理者、副管理者の皆さんはどのように考えているのか、議長の許可を頂きましたので、質問をさせていただきます。

1、最初に、30立米の減免をする法令、条例、要綱は何か、何を根拠にしているのか伺い

ます。

2、次に、長柄町の減免されている地区の理由を私なりに考えたとき、長生広域の水源であると、だからその地区の減免をしていると、東上簡易水道があった地区だから減免しているのであれば、水源のある長南町の蔵持、水道事業のあった一宮町、簡易水道のあった茂原市の大沢地区なども減免しなくてはいけないのではないかと考えております。

3、次に、30立米の減免を実施している地区は何地区あるか、世帯数、メーターの数ですね、何戸あるか、水道料金は過去3年間、それぞれ年間総額幾らぐらい減免しているか伺います。

4、次に、水道料金は平等、均一を求め、昭和55年に長生郡市広域水道部創設後、昭和57年に2段階制の地区別格差料金を改定し、昭和59年に全地区統一料金になりました。そして、平成19年に長柄山地区、平成21年に六地藏地区の30立米の減免は取りやめました。また、私が退職した後に、水道料金が不平等でよくないと考え、当時の水道部長が減免の取りやめについて交渉に行ったと聞きましたが、現執行部はどのように考えているか伺います。

5、最後に、長柄町の一部地区の30立米の減免について、今後も継続していくのかどうか、どのように執行部は考えているのか伺います。

以上で1回目の質問を終了しますが、質問に1、2と番号を振りしましたので、答えも1、何々、3、何々と答弁を対比してお願いしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの16番 鶴岡喜豊君の質問に対する当局の答弁を求めます。

河野水道部長。

○水道部長（河野宏昭君） ただいまの鶴岡喜豊議員の一般質問にお答えさせていただきます。

初めに、質問1の、30立米を減免する根拠となる法令、条例、要綱は何かとの質問ですが、茂原市水道事業において行政区域外の長柄町の一部地区を水源地として取水するに当たり、水源の利用に対する補償として覚書を締結したものを当組合が引き継ぎ、給水条例第41条に基づき、2か月30立米を上限に減免措置を実施しております。

次に、質問2の、減免理由が、水源地がある、簡易水道があったとの理由であれば、長南町の水源地の蔵持地区、水道事業のあった一宮町、簡易水道のあった茂原市はなぜ減免の対象にならなかった理由についての質問ですが、茂原市水道事業では、茂原市内に配水するため行政区域外となる長柄町に水源を求めたため、水道料金の減免措置の覚書を締結し、実施したと認識しております。一方、長南町や一宮町、茂原市の簡易水道事業においては、それぞれの市町の水源地で生じた利益を享受することができたため、減免措置を講じなかったと

考えております。既設水道事業から引き継ぐ協定がなされていないことから、減免措置の対象としなかったと考えております。

次に、質問３の、現在30立米の減免を実施している地区、世帯数、水道料金の過去３年の年間総額、幾らかとの質問ですが、現在30立米の減免措置を講じている地区は、長柄町山之郷地区、皿木地区、上野地区及び長柄山地区の４地区の一部で、戸数は226戸となります。水道料金の総額につきましては、平成28年度では629万9,040円、平成29年度では628万7,960円、平成30年度では628万5,520円となっております。

次に、質問４の、平成19年に長柄山地区、平成21年に六地藏地区の30立米の減免を取りやめた理由についての質問ですが、九十九里地域水道企業団が設立され、房総導水路、長柄ダムを利用し、利根川水系の水を長生地区でも利用できるようになったことを受け、長柄山地区、六地藏地区の一部に水源を求める必要がなくなり、減免措置を取りやめたもので、負担が生じない地区への減免措置の取りやめは適当であったと考えております。

次に、質問５の、長柄町の一部地区の30立米減免について、執行部の考えはとの質問ですが、今後、人口減少や産業形態の変化により水需要が減少していくものと見込まれ、施設の統合が必要となることから、施設の廃止に併せ、減免措置の取りやめについても調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（松野唱平君） 鶴岡君、再質問ありますか。

○16番（鶴岡喜豊君） 再質問をさせていただきます。再質問はこの１回で終わりですので、答弁の中からまとめて質問しますので、よろしくお願いします。

最初に、覚書によって30立米の減免をしているというお話でしたけれども、その覚書の中に、疑義が生じた場合協議するとか、何年ごとに覚書を見直すとか、そういう条文はないのか、伺います。

次に、覚書があるから減免をしているということですが、昭和55年に長生広域の水道事業を創設し、長柄町も構成団体の市町村になり、行政外の茂原市の水源地という考えは、先ほども言いましたけれども、再度その点をお伺いしますけれども、適当ではないと思いますけれども、執行部の考えを再度、お願いします。

現在、年間約、３年間平均六百二十何万円ですか、620万円そこそこ、平成、令和になってから31年経過しており、計算しても約２億円近く水道料金の収入減になっております。田中管理者の挨拶の中にも、人口減に伴い水道料金の収入減になっていると、この30年間で2

億円というのはかなり大きいものではないかと私は考えております。何とか30立米の減免を見直す考えがないか、再度、執行部の考えを伺います。

去年の決算委員会のときに、現在の揚水量を私、聞いたんですけれども、そのとき、現在は300に対して200の内装管等を入れ、いいときの揚水量が7割、8割程度と聞きましたが、100%で30立米の減免をしているならば、30立米の7割、20立米の減免にするとか、そういう交渉をする気がなかったのか、執行部の考えを伺います。

六地蔵、長柄山地区は、利根川水系の水を長生地域でも利用できるようになり、水源が必要なくなったから減免措置をやめたと回答を頂きましたが、長柄ダムは昭和60年5月に完成し、九十九里企業団の長柄浄水場の送水は長柄ダムより早い昭和55年7月に完成し、送水しています。この時点で長柄山、六地蔵の水源は不要となり、30立米の減免はやめるべきではなかったのか、私は考えております。減免措置の取りやめは当然ですけれども、減免措置の取りやめの時期が適当ではないと、平成21年まで執行部は何をしていたのか、伺います。

最後に、水道部は水源の廃止、施設の廃止が実施されない限り、減免措置の取りやめは、覚書に記載されているので実施しない考えですが、田中管理者は長柄町の一部地区の30立米減免をどのように考えているか、伺います。

以上です。

○議長（松野唱平君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。

河野水道部長。

○水道部長（河野宏昭君） 鶴岡議員の再質問にお答えさせていただきます。

初めに、覚書の内容で、疑義が生じた場合に協議するとか、何年ごとかに見直すとかの条文はないのかとの質問ですが、水源開発に伴う覚書において、本覚書に定めのない事項、または異議、変更が生じた場合には協議により定めるものとするという条文がございます。また、有効期間を定め、異議がないときはこれを延長するものとするという覚書も中にはございますが、何年ごとかに見直すと定めた条文はございません。

次に、昭和55年に長生広域の水道事業を創設して、長柄町も構成団体の市町村になり、行政外の茂原市の水源という考えは適当でないと考えるが、執行部の考えとの質問ですが、現在は長生広域水道事業の水源地であると考えております。しかし、覚書を締結したときは茂原市の水源であったことから、統合時に市町村で締結した水道事業統合に関する協定により覚書を引き継ぎ、減免措置を行っているものでございます。

次に、30立米の減免をやめる考えはないのかとの質問ですが、施設の建設時に地域と締結

した覚書による減免措置の取りやめについては、地域の承諾がなければならず、法的に効力を有する覚書の内容を一方的に取りやめることはできないことから、施設の廃止など負担の軽減に併せ、地域の理解を得てまいりたいと考えております。

次に、揚水量の落ちた現在、30立米ではなく20立米の減免でよいのではないかとの質問ですが、水道施設建設の条件として減免措置を講じたもので、施設の老朽化により用水量が減少したという理由で覚書の内容を変更することは、地域の理解を得ることが困難であると考えております。

次に、長柄山、六地藏地区の水源が不要となった時点で30立米の減免はやめるべきだったのではないかと、減免の取りやめ時期が適当でないとの質問ですが、減免措置を取りやめる経緯でございますが、六地藏地区につきましては、茂原市水道事業の水源と将来の水源開発を見込み、減免措置を講じておりましたが、井戸を廃止し、今後、水源の開発の予定がないことから、平成17年に六地藏地区と協議し、平成21年度から減免措置を取りやめたものです。長柄山地区につきましては、平成3年まで千葉県営茂原地区工業用水事業が水源として利用していたものであり、事業の廃止により、千葉県から減免措置継続に必要な財源を受け、引き続き減免措置を実施してきたところですが、この財源がなくなったことにより、長柄山地区と協議し、平成19年度から減免措置を取りやめたものです。

以上でございます。

○議長（松野唱平君） 管理者、田中豊彦君。

○管理者（田中豊彦君） 長柄町の一部地区の30立米の減免などに、どのように考えているかということなんですけれども、長柄町の一部地域について実施しております水道料金の減免措置は、茂原市において不足する水源を確保するため講じた措置でありまして、その後、長柄ダムの建設などにより水源の状況が大きく変化したところであります。しかしながら、現在においても長柄町の一部地域については、組合水道事業の水源として活用しているところでありまして、過去の経緯を踏まえまして、減免措置の取りやめについては、まず、施設の廃止等により地域の負担をなくすることが必要と考えており、地域の方々の御理解を得ることができるよう調査研究してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（松野唱平君） 鶴岡君に申し上げます。規定による質問は終わりました。要望などがありますか。あれば簡潔にてこれを許します。

○16番（鶴岡喜豊君） 田中管理者より、減免措置の取りやめについて調査研究していくと

いう答弁を頂きましたので、執行部の答弁は別にして、一般質問をして一石投じた甲斐があったと思っています。二元代表制において行政を監視、指摘して、納得いかない問題があり、これらの問題につきましては、次に司法に判断を仰ぎたいと考えていますので、執行部におかれましては必要な資料の提供を要望いたします。

要望については以上です。

○議長（松野唱平君） 一般質問を続けます。

通告に従い、2番 はつたに幸一君。

○2番（はつたに幸一君） 皆さん、おはようございます。議席番号2番、茂原市のはつたに幸一でございます。

私は、茂原市の議会においても、広域で手を携えてやることがどれだけ重要かということをさんざん訴えてまいりました。過去においては、一端を挙げるのであれば、インバウンドが増えているこの時代、それから、介護だとか農業だとか建設だとか、労働生産年齢がどんどん上がってくる中、これはやはり外国人の力がどんどんと増える、これはもう見えていることございまして、そういった中で、観光行政、成田、羽田、都会からも近い、国際空港もあり、それから、都会からもこれだけ近いという中で、何とかこの地域、人口減少ではなくて、移住定住につながるような訪問人口を増やしていく、このために今こそ手を携えて、今日は各首長さん、それから、各町村の代表の議員さんもおいでなので、改めてこの点を皆さんに訴えていきたいと。

もう一つは、今、茂原市民会館が建て替えに差ししかかっております。私はこの800席の市民会館を現状のところに建て替える、そういったことを茂原市では、私はさんざん広域で検討できないかと言っているにもかかわらず、何ら聞いてもらっておりません。私はやはりこの地域で人を集めるために、みんなで協議し、そしてお金を出し、民間の力を使い、そういった中で、やはりこの地域を盛り上げていきたい。この地域は海もあり、山もある、そして都会からも近い、そういった地域でございますので、改めてその一端を訴えさせていただく中で、昨年、非常に大災害に見舞われました。ハザードマップは50年に一度の大災害を想定して作られたものでございますが、実はこの50年にもう6回もの大災害が来ているわけです。そういった中で、川の拡幅とか、いろいろ行い、また今回も激甚災害指定で国のほうからお金はもう下りることが決まっておりますが、それでも私は、いろいろな地域の人と手を携え、やはり住民の安心・安全を守る、住民の財産と生命を守る、これは行政の大きな役割であり、そして、我々議員の使命であります。そういったことを訴えていく中で、一般質問を通告に

従って3点、行わせていただきます。

1つ目は、その災害について。未曾有の災害があつて、茂原市も大変でございましたが、その1つとして、広域行政としては、夜間急病診療所の現状と今後の対応について伺います。昨年の豪雨災害で、この地域では甚大な被害があり、組合の施設でも特に、夜間急病診療所については浸水に見舞われ、4日間、中止したと聞いております。そこで、1つ目は、夜間急病診療所の今回の被害状況と、その被害額、また復旧対応について伺います。2つ目は、夜間の一次救急で患者さんを受け入れることができない場合の救急診察の連携について、お尋ねします。

大きな質問の2番目として、先ほど田中管理者からも多少、紹介がございました。私は市の中で今回、災害ごみが茂原市の活躍によって非常に早く解消したというように考えておりましたが、先ほどの田中管理者のお話でもあるように、実はこれはこの広域の事前の予防によつたというようなことを先ほどのことで分かつて、その点について改めてもう一回、質問します。昨年は台風や水害等の災害が発生し、大量の災害廃棄物が発生しましたが、このような災害が発生した場合のごみ処理について、組合と市町村での役割はどのようになっているのか、また、災害廃棄物の処理の現状と、災害時における広域的な連携について伺います。これが大きな2つ目の質問でございます。

最後に、3つ目の質問でございます。冒頭私、申し上げましたように、広域行政で取り組む必要性について非常に訴えたい、そう申しましたけれども、今申し上げました広域的な防災、それから観光行政及び文化会館の広域化でございます。夜間や二次救急医療、ごみ処理等、広域組合は市町村事務の共同処理による効率化を図るために設置されており、広域的な事務効果を引き受ける組織であると考えております。

1点目として、昨年の台風や豪雨災害等、近年、自然災害が増加し、その被害も増えております。このような災害に対応するには広域的な防災対策への取組が必要ではないかと考えますが、見解をお伺いします。

2点目として、交通網の整備や近年の情報通信手段の急速な発達、普及によって、住民の活動範囲は行政区域を越えて飛躍的に広域化しており、また、訪日外国人観光客も年々増加しております。そのような状況の中で、広域的な公共施設等の一般的な整備や相互利用、インバウンド対策等について広域的な取組が必要ではないかと考えているところでございます。そこで、観光行政及び文化会館の広域化についての見解をお伺いします。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（松野唱平君） ただいまの２番 はつたに幸一君の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木祐一君） はつたに幸一議員の一般質問に御答弁申し上げます。

初めに、広域行政で取り組む必要性についての中で、夜間急病診療所の災害対応についての御質問でございます。

１つ目の、被害状況と被害額、復旧対応については、昨年10月25日の豪雨では、平成25年の床上40センチの浸水を踏まえ、高さ70センチの止水板を出入り口に設置し、医療機器等を２階や棚の上に移動するなどの対策を行いました。しかし、当日は想定外の雨量となり、当診療所は床上84センチ浸水し、屋外の水が止水板を乗り越え流入し、トイレや机などの上に移動した医薬品等まで水没してしまいました。また、屋外設置の非常用発電機は、浸水しないよう１メートルかさ上げしてありましたが、屋外の水位が１メートル40センチに達したことから水没してしまい、使用できなくなりました。被害額につきましては、非常用発電機や火災受信機等の交換修繕、診療所備品、医薬材料等の購入により、約600万円となり、昨年11月議会定例会において補正をさせていただき、昨年中に復旧作業を終えることができました。また、復旧にかかった費用については県補助金等の申請を行ったところでございます。復旧対応につきましては、職員及び診療所スタッフにより清掃及び消毒作業等を行い、４日間休診させていただきましたが、10月29日より再開することができました。

２つ目の、夜間の一次救急で患者さんを受け入れることができない場合の救急診療の連携につきましては、長生郡市内の６病院に輪番制で行っていただいている二次待機病院と連携し、対応しているところでございます。今回の災害による休診中も二次待機病院で受け入れていただいたところでございます。

次に、災害対応の２つ目、災害廃棄物について、災害が発生した場合のごみ処理について、組合と市町村での役割は、また、災害廃棄物の処理の現状と災害時における広域的な連携についての御質問でございます。

災害廃棄物処理については、平成31年３月に策定いたしました長生郡市災害廃棄物処理計画に基づき、廃棄物の仮置場を各市町村が設置、運営し、その後の運搬処理や事務連絡を当組合で行っております。台風15号、19号で発生した630トンの災害廃棄物は当組合施設で処理を行いました。10月25日の豪雨では茂原市、長柄町、長南町の広範囲で水害や土砂災害が発生し、当初の推計では災害廃棄物は約１万5,870トンと見込んでおりました。この災害廃

棄物を迅速に処理するため、広域処理を含めた令和元年10月25日の豪雨に係る災害廃棄物処理実行計画を策定し、その計画に沿って処理を進めてまいりました。また、千葉県に支援要請し、県が協定を結んでいる千葉県内の産業廃棄物処理業者で構成されている団体、千葉県産業資源循環協会に運搬、処理を委託するとともに、市川市、船橋市、習志野市及び浦安市からごみ処理のための協力をいただいたところでございます。当初の見込みより災害廃棄物の量が少なかったこともありますが、市川市をはじめとする公共焼却施設や多くの産業廃棄物処理業者の協力による広域的な処理を行ったことにより、見込みよりも早く1月31日に全ての仮置場からの搬出を終了することができました。

また、災害時における広域的な連携についてでございますが、平成8年2月23日施行の災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定により、千葉県及び県内全ての市町村と相互応援を行うものとしており、今回の災害についてもこの協定に基づき、千葉県及び各市に協力をいただいたところでございます。

次に、広域的な防災、観光行政及び文化会館の広域化についてのご質問です。1点目といたしまして、災害に対応するには広域的な防災対策の取組が必要ではないかと考えるが、見解をとのご質問です。2つ目といたしましては、観光行政及び文化会館の広域化についての見解をとの御質問でございます。

広域的な連携の仕組みを積極的に活用することで、より効率的で質的にも向上した事務処理が可能となり、市町村が互いに協力し、広域的な視点から様々な事業やまちづくりを連携して行うのが広域行政であり、その一つの方法として一部事務組合がございます。当組合も構成市町村が協議により規約を定め、千葉県の許可を得た中で、組合の共同処理する事務として現在20項目の事務事業を行っております。御質問の広域的な防災対策、観光行政及び文化会館の広域化についてでございますが、防災対策、観光行政につきましては既に各市町村において様々な広域的な取組が行われております。

また、文化会館建設につきましては、現在、長生郡市には茂原市の東部台文化会館、睦沢町の睦沢ゆうあい館、長生村の長生村文化会館、白子町の白子町青少年センターの4施設があり、茂原市においては新施設建設の検討がされているとのことでありますので、今後、構成市町村間で十分に協議検討された結果として組合規約が改正されれば、組合事業として実施することも可能となりますが、現時点では当組合の事務事業ではございませんことから、組合としての見解を述べることは差し控えさせていただきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松野唱平君） はつたに君、再質問ありますか。

○2番（はつたに幸一君） ありがとうございました。

まず、1点目のことですが、先ほど申し上げましたように、水害は今後、温暖化に伴って、今回以上の水害が頻繁に起こることが予想されます。そのため、夜間急病診療所の移転を考えていく必要があると考えますが、組合としての見解を、まずお伺いしたいと思います。

2点目は、先ほどのごみの処理については、本当に広域でやはり手を携えた結果、あれだけ早いことができたということを、これは実績をもって示したことだと思います。だから、これはやはり一つ、皆さん、頭の中に入れておいていただきたいと。

それから、先ほどの答弁で、観光行政だとか文化会館、この点について私は、先ほど申し上げましたように、茂原市で一般質問すると、これは広域の問題だからと言われてしまうんです。私はやはり人口減をなくさなくてはいけない、そして、この地域にいかなる産業が、そして、どうやって人を呼んでいくのか、そういったことを、ここにいらっしゃる首長さん、そのトップがやはり管理者の田中茂原市長なんですね。茂原市でも広域の問題だからと片づけられてしまって、例えば、先ほどのインバウンド、観光行政についても、私がちょっと難しい、日本版DMOという、こっちに招致して面倒を見る観光業者がいるんですけども、最初は茂原市が先頭に立ってやりますと言ったんですね。それを1つ、反対した睦沢町があったから駄目だと、こういう答えです。そのうちにまた、何度も私は質問しました。最後は、町村が盛り上がったらやりますなんて、どんどんトーンダウンしていますね。これではやっぱり、私は何度もこの話は田中管理者に訴えております。オリンピック・パラリンピックはもう目の前なんです。何でこれをテイクチャンスしないのか。一過性のものだからなんて言われてしまって、私は非常に残念でならない。茂原市だけじゃ観光なんかできませんよ。やはり海がある一宮町、長生村、白子町、そして、文化財の笠森がある長南町、今、非常に道の駅、この間の災害にもよかった睦沢町、外国人が喜ぶリソル生命の森もある長柄町、こういったものもみんなでやはりやっていく場、こういったことをやはりリードしていくのが、私はトップである田中管理者の役割だと思っているんですよ。なぜそういうことが、私、5年間も議員をやって質問している中で、答えてくれないんですか。管理者としてどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木祐一君） 夜間急病診療所、災害対応の再質問にお答えをいたします。夜間急病診療所の移転を考えていく必要があると考えるが、組合としての見解はとの御質問でございます。今後の水害対策として、移転も一つの方法だとは考えますが、夜間急病診療所のある長生郡市保健センターには当診療所のほかに地区医師会の事務局や訪問看護ステーションも入っていることから、医師会の意見も踏まえた中で慎重に判断していきたいと考えております。

以上でございます。

○管理者（田中豊彦君） 先ほど局長が答弁したとおりであります。広域組合の事務事業ではありませんが、広域的な連携の仕組みを積極的に活用することで、より効率的で質的にも向上した事務処理が可能になることは十分に理解しております。現在は観光行政などについて、広域的組織などを設置し、連携を図っているところでございますので、今後も広域連携の強化に努めてまいりたいと考えています。行く行くは、やっぱり、今ちょっと話が来ているのは、外房地域での連携も含めて検討したらどうかと、こういう話も舞い込んできておりますので、ここも踏まえて、外房連携も含めて検討してまいりたいと思っております。なかなか広範囲にわたると思いますけれども、この辺は広域連携にもつながってくると思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○2番（はつたに幸一君） 市民会館については。

（「聞いていない」の声あり）

○議長（松野唱平君） はつたに君に申し上げます。規定による質問は終わりました。要望などがありますか。あれば簡潔にてこれを許します。

○2番（はつたに幸一君） まず、1点目はやはり医師会と本当に、検討すると言ったんだから、慎重に検討しないと、来年以降、どうなるか分からないということをお願いしたいと思っております。

2点目、やっぱり広域のリーダーは田中管理者なんですよ。質問ないよと言われてしまうと困ってしまう、一番最初からずっと、流れの中で私は答えてくれるかと思ったんですけども、やはり私が言うまでもなく、本当は田中管理者が各町村の首長さんとか議員さんとか、もっとリードしてやるのが本当だと私は思っておるんですよ。そういったことを改めてお願いして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（松野唱平君） これをもちまして、一般質問は終わりました。

日程第8、「議案第1号 令和元年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第4号）」、日程第9、「議案第2号 令和元年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費補正予算（第2号）」、日程第10、「議案第3号 令和元年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第5号）」、日程第11、「議案第4号 令和元年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計補正予算（第4号）」を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松野唱平君） 異議ないものと認め、この4件を一括議題といたします。

初めに、議案第1号について提案理由の説明を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木祐一君） 「議案第1号 令和元年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第4号）」について、御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億8,087万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億5,769万6,000円にしようとするものでございます。その主な内容でございますが、見込みによる人件費の精査、過年度分市町村負担金精算金の還付や基金への積立て、災害廃棄物処理費の見込みによる減額や、国庫補助金を特定財源とする財源構成、また各科目の予算執行の見込みによる減額などの補正をしようとするものでございます。

では、その概要を歳出から申し上げます。

10ページをお開きください。初めに、人件費でございますが、今年度の見込みを精査し過不足が生じた科目について、それぞれ増額、減額しようとするものでございます。人事異動及び給与改定などにより、10ページ2款総務費から12ページ5款消防費までの職員人件費全体で6,728万円を減額しようとするものでございます。また、1節報酬では、11ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、2目夜間急病診療所費で、豪雨災害により休診となったことによる医師報酬で25万円、12ページ5款1項消防費、2目非常備消防費で、消防団員募集を見込みにより100万円、合計125万円を減額しようとするものでございます。詳細につきましては14ページから16ページの給与費明細書に記載してございますので、後ほど御確認いただき

たいと存じます。

10ページにお戻りください。次に、過年度分市町村負担金の精算でございますが、精算金総額4,188万9,000円のうち、清掃費分の精算金を今後負担金の増額が見込まれる一般廃棄物処理施設の建設や大規模改修等の財源とするため、構成団体の意向により一般廃棄物処理施設建設基金へ積立てをすることとした4市町村分の1,003万4,000円を除いた一般負担金の精算金3,060万4,000円を、2款総務費、1項総務管理費、4目諸費から、市町村の特別会計により経理されている介護認定審査会費負担金の精算金65万3,000円は、精算金に不足が生じた長生村を除いた1市5町に、3款民生費、1項介護認定費、1目介護認定審査会費から、13ページ、市町村からの特別負担金を財源としている非常備消防施設負担金の精算金97万円は、精算金に不足が生じた陸沢町、長柄町、長南町及び精算金が発生しない一宮村を除いた1市1町1村に、5款1項消防費、4目非常備消防施設費から、それぞれ市町村に還付をしようとするものでございます。過年度分市町村負担金精算金の各費目、市町村別の詳細につきましては31ページに記載してございますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

次に、その他の補正内容でございますが、10ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、11節修繕料で、昨年9月の台風15号で破損した普通財産として貸し付けている旧入山津分署の木造倉庫の屋根等修繕、老朽化した温水センター浴場棟、プール棟の修繕などで120万円の増、13節委託料で会計年度任用職員制度に伴う人事給与システム改修業務委託で38万4,000円の増、15節工事請負費で、温水センター浴場の熱交換器等更新工事で267万3,000円を増額しようとするものでございます。2目企画費は、11節需用費及び12節役務費で執行見込みによる減額、また13節委託料では、組合のウェブサイト作成に使用しているシステムの保守が本年3月末で終了し、4月以降、更新ができなくなる恐れがあることから、新しいウェブページ作成及び保守管理業務委託として44万8,000円を増額しようとするものでございます。

11ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、2目夜間急病診療所費は、7節賃金、8節報奨費、13節委託料で、執行に伴う減額、11節需用費で、浸水被害を受けた医薬品の購入費用として28万3,000円を増額しようとするものです。また、特定財源として充当している保健センター使用料は、豪雨での浸水被害で休診を余儀なくされたことや、インフルエンザ患者が見込みより少なかったことなどによる歳入で350万円の減額補正を行うことから、財源の組み替えをしようとするものでございます。3目温水センター屋外施設費、12節役務費は、屋外施設利用者の増によりトイレのくみ取り手数料が不足する見込みから1万円の増額、15節

工事請負費では、執行に伴い49万7,000円を減額しようとするものでございます。4款衛生費、2項清掃費、3目可燃物処理費及び4目不燃物処理費の15節工事請負費は、入札等執行に伴い生じた差金などを減額しようとするものでございます。

12ページをお開きください。5目最終処分場費、13節委託料は、昨年の台風等で発生した倒木によりエコパーク長生の敷地内外に被害が生じていることから、倒木伐採等業務委託として163万7,000円を増額しようとするものでございます。7目新最終処分場建設費は、13節委託料で執行に伴う減額、19節負担金補助及び交付金で新最終処分場建設候補地の最終処分場対策委員会への負担金として23万円を増額しようとするものでございます。8目一般廃棄物処理施設建設基金費は、平成30年度市町村負担金精算金のうち清掃費負担金精算金について、構成団体の意向により1,003万4,000円、また、基金の利子として3万1,000円を基金へ積立てするもので、合計で1,006万5,000円を増額しようとするものでございます。9目災害廃棄物処理費は、執行に伴う減額のほか、茂原市の災害廃棄物仮置き場として使用していた落合公園の災害廃棄物の搬出が終了したことから、早急に元の公園として使用できる状態への原状回復を行うため、仮置き場表土撤去等工事として1,697万3,000円を増額をしようとするものです。なお、本工事につきましては工期的にも年度内の完了を見込むことが困難ではありますが、国庫補助対象事業となることが確認できたことから、併せて繰越明許費の設定をしようとするものでございます。

次に、5款1項消防費、2目非常備消防費及び3目常備消防施設費につきましては、入札等の執行に伴う差金などを見込み、各科目で減額しようとするものでございます。

13ページを御覧ください。4目非常備消防施設費は執行に伴う減額のほか、15節工事請負費で入札に伴う45万円の減額、地権者及び白子町から早急な防火水槽の撤去工事の要請があったことから、防火水槽撤去工事として122万1,000円を増額しようとするものでございます。6款教育費、1項教育総務費、1目視聴覚教材センター費は、14節使用量及び賃借料で執行に伴い5,000円の減額、27節公課費は庁用自動車の車検に要する自動車重量税が不足することから5,000円を増額しようとするものでございます。

次に、7款1項公債費、2目利子は、23節償還金利子及び割引料で、平成30年度借入れ分のごみ処理施設債、常備消防施設債、非常備消防施設債の利子が確定したことによる差金として45万円を減額しようとするものでございます。

以上が歳出の主な内容でございます。

次に、歳入について申し上げます。

8 ページをお開きください。1 款分担金及び負担金、1 項 1 目負担金は、1 節市町村負担金で、人件費や事業費の精査、入札等の執行に伴う差金などを見込み、6,502万円を減額、2 節市町村特別負担金で災害廃棄物処理費の執行に伴う減額や国庫補助金等の財源内容の変更に伴い、茂原市、長柄町、長南町の減額、非常備消防施設費の事業費等の増減に伴い、白子町は増額、茂原市、一宮町、長生村は減額となり、差し引き合計 5 億1,892万9,000円を減額しようとするものでございます。負担金の各費目、市町村別の詳細につきましては30ページに記載してございますので、後ほど御確認いただきたいと存じます。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料は、2 目 1 節保健センター使用料で、昨年10月の豪雨災害による休診の影響や、インフルエンザ患者が見込みより少なかったことなどにより350万円を減額しようとするものでございます。2 項手数料、4 目消防手数料、1 節危険物検査手数料で、執行見込みの40万円を減額しようとするものでございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目衛生費補助金は、4 節災害廃棄物処理事業補助金で2億7,274万5,000円を増額しようとするものでございます。

9 ページを御覧ください。5 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入は、1 節土地建物貸付収入、旧入山津分署土地建物貸付料として63万6,000円増額、2 目利子及び配当金は、1 節利子及び配当金で一般廃棄物処理施設建設基金の預金利子として3万1,000円を増額しようとするものでございます。

7 款 1 項 1 目繰越金は、1 節前年度繰越金で4,188万9,000円を増額しようとするものでございます。この歳入により、歳出で説明いたしました市町村への過年度分負担金精算還付及び一般廃棄物処理施設建設基金へ積立てするものでございます。

8 款諸収入は、3 項 1 目 1 節雑入で、過年度分市町村負担金の精算により介護認定審査会費の不足が生じた長生村、非常備消防施設の不足が生じた睦沢町、長柄町、長南町の精算金として37万2,000円を増額しようとするものでございます。

9 款 1 項組合債は、借入れ見込みにより、1 目清掃施設債は1 節一般廃棄物処理施設整備債で80万円を、2 目消防施設債は1 節消防施設整備債で940万円を、それぞれ減額しようとするものでございます。

10 款 1 項寄附金は、1 目 1 節一般寄附金で、災害復旧に対して民間企業2 社から寄附があったもので、150万円を増額しようとするものです。なお、この寄附金は歳出の4 款 2 項 5 目、最終処分場費の倒木伐採等業務委託の財源として充当しようとするものでございます。

4 ページにお戻りください。第2表繰越明許費は、歳出でご説明いたしました災害廃棄物

処理費の災害廃棄物仮置き場表土撤去等工事1,697万3,000円について、次年度へ予算の繰越し手続が必要となったことから、繰越明許費を設定するものでございます。

第3表地方債補正は、入札などによる事業費の確定に伴い、起債の限度額を表のとおり変更するものでございます。

以上、議案第1号について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） 次に、議案第2号について提案理由の説明を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木祐一君） 「議案第2号 令和元年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ45万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,774万3,000円にしようとするものでございます。その内容でございますが、見込みによる人件費及び事業費の精査、災害復旧の費用などを補正しようとするものでございます。

では、その概要を歳出から申し上げます。6ページをお開きください。下段の表をご覧ください。初めに、人件費は今年度の見込みを精査し、人件費全体で64万円を減額しようとするものでございます。詳細につきましては7ページから8ページの給与費明細書に記載してございますので、後ほど御確認いただきたいと存じます。

次に、その他の補正内容でございますが、1款1項事業費、1目聖苑管理費は、12節役務費で災害対応用の無停電電話回線を新設したことに伴い、通信運搬費として8,000円を増額、13節委託料、10月の豪雨で発生した敷地内土砂崩れの仮復旧により生じた倒木の運搬処理業務委託として79万7,000円を増額、15節工事請負費で執行に伴い65万円の減額をしようとするものでございます。2目霊柩車管理費は、霊柩車の車検に伴い12節役務費で手数料及び保険料、27節公課費で自動車重量税に不足が生じることから、それぞれ増額しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。上段の表を御覧ください。1款分担金及び負担金、1項1目負担金は、1節市町村負担金で45万2,000円を減額しようとするものでございます。市町村負担金と負担金精算の各費目、市町村別の詳細につきましては、9ページに記載してございますので、後ほど御確認いただきたいと存じます。

以上、議案第2号について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御可決ください

ますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） 次に、議案第3号について提案理由の説明を求めます。

河野水道部長。

○水道部長（河野宏昭君） 「議案第3号 令和元年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第5号）」について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。初めに、第2条業務量の予定ですが、工場用水量の増加により年間総給水量を38万立方メートル増量し1,934万4,000立方メートルに改め、1日平均給水量を1,038立方メートル増量し5万2,852立方メートルに改めるものでございます。

次に、第3条収益的収入及び支出ですが、収入の第1款水道事業収益は3,108万2,000円減額し、補正後の予定額を50億5,837万8,000円にしようとするものでございます。その内訳ですが、第1項営業収益は、家事用及び営業用等の使用料金の減少を見込んだことから、2,796万7,000円減額し、39億8,240万1,000円にしようとするものでございます。第2項営業外収益は、県補助金が市町村水道対策助成要綱に基づき減額となることから、311万5,000円減額し、10億7,597万4,000円にしようとするものでございます。

次に、支出の第1款水道事業費用ですが、672万2,000円増額し、補正後の予定額を47億9,737万4,000円にしようとするものでございます。その内訳ですが、第1項営業費用において、配水量の増加により九十九里地域水道企業団への受水費の増加があるものの、職員数の減等により人件費の減により515万8,000円減額し、45億1,203万9,000円にしようとするものです。第2項営業外費用は、納付する消費税及び地方消費税が増額となるため、1,188万円増額し、2億5,907万5,000円にしようとするものでございます。

次に、2ページをお開きください。第4条資本的収入及び支出ですが、収入の第1款資本的収入は581万円減額し、補正後の予定額を6億4,319万9,000円にしようとするものでございます。その内訳ですが、第1項企業債は配水管布設替え工事等の財源として借り入れるものですが、企業債の未償還残高を減少するため借入額を抑制し、2,750万円減額し、4億9,680万円にしようとするものでございます。3項負担金は、下水道事業などの他の事業の工事に起因する工事の負担金を計上していましたが、対象となる負担金工事の減額があるものの、大規模な開発事業に伴い2,169万円増額し、1億2,575万6,000円にしようとするものです。

次に、支出でございます。第1款資本的支出は1億627万6,000円減額し、補正後の予定額

を16億4,527万5,000円にしようとするものでございます。その内訳ですが、第1項建設改良費は、下水道事業等による負担金工事の減少や配水管布設替え工事等の入札差金が生じたことによるもので、1億627万6,000円減額し、9億5,088万3,000円にしようとするものでございます。このことにより、資本的収入及び支出ですが、予算第4条本文括弧書きにつきまして、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額を10億207万6,000円に改め、補填財源を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,098万1,000円、過年度分損益勘定留保資金4億9,601万円及び当年度分損益勘定留保資金4億3,508万5,000円で補填することに改めるものでございます。

次に、第5条議会の議決を得なければ流用することのできない経費の職員給与費は、給与改定及び人事異動により503万4,000円減額し、4億3,678万9,000円にしようとするものでございます。

以上、議案第3号の説明を申し上げました。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君）　ここで暫時休憩します。

再開は、午後1時といたします。よろしくお願いいたします。

午前11時53分休憩

午後　1時00分再開

○議長（松野唱平君）　それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、議員の皆様にお知らせします。

先ほど、はつたに議員から都合により会議を途中退席したい旨の申し出がありました。よって、これを許可したので、報告します。

会議を続けます。

次に、議案第4号の説明を求めます。

木島病院事務部長。

○公立長生病院事務部長（木島明良君）　「議案第4号　令和元年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計補正予算（第4号）」につきまして、御説明申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。第2条業務の予定量でございますが、年間患者数

は昨年度11月までの実績により、入院患者数については1日当たり7人減の93人、年間では2,562人減の3万4,038人に、診療単価を3,000円減の4万円にしようとするものでございます。外来患者数につきましては1日当たり1人増の367人、年間で494人減の8万7,346人に、診療単価は9,400円で補正はございません。昨年の台風15号の長期停電によりまして2日間、外来を休診いたしましたことから、1日当たりの患者数は増えておりますが、年間の患者数は減少しているという状況でございます。

次に、第3条収益的収入及び支出の予定額でございますが、5ページの実施計画の表に基づきまして御説明申し上げます。

まず、1款病院事業収益は、既決予定額から2億2,228万5,000円を減額し、32億5,940万6,000円にしようとするものでございます。内訳といたしまして、1項医業収益は2億2,256万1,000円減額し、24億6,126万5,000円にしようとするもので、うち1目入院収益は、入院患者数も単価も減少していることから2億1,228万円を減額し、13億6,152万円に、2目外来収益についても患者数の減少により464万3,000円を減額し、8億2,105万3,000円にしようとするものでございます。3目その他医業収益は563万8,000円減額し、1億3,993万2,000円にしようとするもので、特定検診業務の減による公衆衛生活動収益が減少したことによるものでございます。

2項医業外収益は27万6,000円を増額し、7億9,814万円にしようとするものです。うち1目受取利息配当金は、資金運用による利息により9万円増額し、9万1,000円にしようとするものです。2目市町村負担金は、中長期ビジョン策定業務委託における契約金額の減により92万5,000円を減額して、6億3,793万3,000円にしようとするものでございます。3目補助金は、国保別調整交付金の増額によるもので、381万7,000円増額し1,295万5,000円にしようとするものでございます。4目長期前受金戻入は、固定資産の減価償却費と除却費を収益化したもので、償却資産の減少により42万2,000円減額し、1億1,001万1,000円にしようとするものでございます。5目その他医業外収益は、自動販売機手数料や施設使用料で、本年度実績により1万6,000円増額し、2,144万9,000円にしようとするものでございます。6目売店収益は、患者数の減少による売上げの減により230万円減額し、1,570万円にしようとするものでございます。

次に、病院事業費用でございます。1款病院事業費用は2億2,551万2,000円減額し、32億5,465万6,000円にしようとするものでございます。1項医業費用は2億2,380万4,000円を減額し、32億251万円にしようとするものでございます。1目給与費は1億2,497万円を減額し

20億5,254万円にしようとするもので、理由といたしましては、医療職職員の手当の見直し、病院全職員を対象とした期末手当のカット及び職員の退職等による減によるものでございます。2 目材料費は7,106万1,000円を減額し、5 億200万円にしようとするもので、患者数の減少に伴う薬品費等の減によるものでございます。3 目経費は2,583万1,000円を減額し、4 億3,811万9,000円にしようとするもので、委託料、修繕費等の減によるものでございます。4 目減価償却費は124万円を減額し、1 億9,796万3,000円にしようとするもので、償却対象資産の減によるものでございます。5 目資産減耗費は実績によりまして39万8,000円増額し、543万8,000円にしようとするものでございます。6 目研究研修費は110万円を減額し、645万円にしようとするもので、研修旅費等の減少によるものでございます。

次に、2 項医業外費用は170万8,000円を減額し、4,320万6,000円にしようとするもので、2 目売店費用の売上げ減少に伴う仕入れの減100万円、3 目消費税及び地方消費税の減58万2,000円、5 目長期前払消費税勘定償却の減12万6,000円によるものでございます。

以上の増減により、結果といたしまして、病院事業収益から病院事業費用を差し引いた当期純損益は、税込みになりますが、475万円の黒字が見込まれているところでございます。以上が収益的収支でございます。

2 ページを御覧いただきたいと思います。第4条資本的収入及び支出でございますが、資本的収入につきましては、1 款資本的収入のうち2 項修学資金貸付金返還金で、修学資金の貸付けを受けた看護師職員が1 名中途退職したため貸付金の返還が生じたことから、479万9,000円を増額し480万円に、これにより資本的収入の総額を2 億1,511万円にしようとするものでございます。なお、資本的支出につきましては補正はございません。資本的収入額が資本的支出額に不足する1 億3,726万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものでございます。

次に、第5条債務負担行為ですが、中長期ビジョン策定業務委託につきまして、委託料を2 か年の各業務量に応じた支出にしようとするため、限度額を改めようとするものでございます。なお、契約額は総額で1,300万円で、令和元年度に416万円、令和2 年度に884万円の支出を予定しているところでございます。

次に、第6条議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費について、既決予定額から1 億2,497万円を減額し、20億5,254万円にしようとするものでございます。これは、収益的支出、医業費用の給与費と合致するものでございます。

次に、第7条たな卸資産購入限度額を5 億200万円に改めようとするものでございます。

これは、収益的支出、医業費用の材料費と合致するものでございます。

以上、議案第４号につきまして御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） 以上で説明が終わりました。

ここで暫時休憩します。

再開時間は追って連絡します。

午後 １時１２分休憩

午後 １時１６分再開

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第２項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松野唱平君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、質疑に入ります。

まず、議案第１号についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松野唱平君） なければ、質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松野唱平君） なければ、討論を終結します。

続いて、議案第２号についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松野唱平君） なければ、質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松野唱平君) なければ、討論を終結します。

続いて、議案第3号についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松野唱平君) なければ、質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松野唱平君) なければ、討論を終結します。

続いて、議案第4号についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松野唱平君) なければ、質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松野唱平君) なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

採決は議案ごとに行います。

まず、「議案第1号 令和元年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算(第4号)」について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(松野唱平君) 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号の採決をしますが、この採決には組合規約第8条の2が適用されます。

採決をします。

「議案第2号 令和元年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費補正予

算（第2号）」について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

続いて、「議案第3号 令和元年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第5号）」について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

最後に、「議案第4号 令和元年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計補正予算（第4号）」について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、「議案第5号 令和2年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計予算」、日程第13、「議案第6号 令和2年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費予算」、日程第14、「議案第7号 令和2年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計予算」、日程第15、「議案第8号 令和2年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計予算」を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松野唱平君） 異議なしと認め、この4件を一括議題といたします。

初めに、議案第5号について、提案理由の説明を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木祐一君） 「議案第5号 令和2年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計予算」につきまして、御説明申し上げます。

令和2年度の予算編成にあたりましては、市町村負担金の軽減を念頭に置き、歳入については財源の的確な算定を行い、歳出については費用対効果に十分留意し策定いたしました。

それでは、予算書の1ページをお開きください。一般会計予算の議決項目につきましては、予算書の1ページから6ページの第4表、負担金負担割まででございます。

まず、予算の総額ですが、歳入歳出それぞれ67億7,688万3,000円に定めようとするもので

ございます。前年度当初予算と比較して9億3,679万9,000円、16.0%の増額となりました。予算の特徴ですが、歳入面でごみ処理手数料の改定などによる増額がありましたが、歳出面において給与改定や東京オリンピック対応に伴う時間外勤務手当、会計年度任用職員制度新設などによる人件費、最終処分場嵩上げ工事に係る生活環境影響調査業務委託などによる物件費、エコパーク長生中央監視装置更新など各施設の維持補修費、ごみ焼却施設基幹的設備改良事業や新最終処分場公有財産購入、はしご付消防自動車の更新などによる普通建設事業費などが増額となっております。

予算の内容について、別冊の資料としてお配りしております予算案の概要により御説明申し上げます。

概要の4ページをお開きください。初めに、歳出から御説明いたします。1款議会費は、210万3,000円を計上いたしました。議員報酬をはじめとする議会運営のための経費でございます。前年度に比較して5万円、2.3%の減額となりました。

2款総務費は、1億8,800万9,000円を計上いたしました。職員16人分の人件費のほか、総務管理に関する各種経費でございます。前年度に比較して229万円、1.2%の増額となりました。

3款民生費は、総額で4,196万2,000円を計上いたしました。1項介護認定審査会費は3,558万5,000円を計上いたしました。審査委員報酬及び職員2人分の人件費のほか、審査会開催のための事務執行経費でございます。前年度に比較して40万7,000円、1.2%の増額となりました。2項障害支援区分認定審査会費は637万7,000円を計上いたしました。審査委員報酬及び職員1人分の人件費のほか、審査会開催のための事務執行経費でございます。前年度に比較し30万9,000円、5.1%の増額となりました。

次に、4款衛生費は、総額で32億4,388万7,000円を計上いたしました。1項保健衛生費1目保健衛生総務費、2億4,460万7,000円を計上いたしました。職員5人分の人件費、待機施設業務委託や休日在宅当番医業務委託のほか、地域医療の整備等に係る経費でございます。前年度に比較して295万9,000円、1.2%の増額となりました。2目夜間急病診療所費は4,263万9,000円を計上いたしました。夜間急病診療所の医師報酬を初め看護師等の報酬、夜間急病診療所の運営及び維持管理に関する各種経費でございます。前年度に比較して38万3,000円、0.9%の減額となりました。3目温水センター屋外施設費は420万5,000円を計上いたしました。スポーツ運動広場、テニスコート等の維持管理に要する経費でございます。前年度に比較して1,009万円、70.6%の減となりました。テニスコート脇にあるゲートボール場を

駐車場として整備する工事が終了したことにより減額となったものでございます。

次に、2項清掃費、1目清掃総務費は1億2,356万9,000円を計上いたしました。職員17人分の人件費のほか、清掃事務執行のための経費でございます。前年度に比較して221万6,000円、1.8%の減額となりました。2目し尿処理費は1億4,141万9,000円を計上いたしました。し尿処理施設の運営及び維持管理に係る各種経費でございます。前年度に比較して259万1,000円、1.9%の増額となりました。3目可燃物処理費は17億7,795万5,000円を計上いたしました。職員3人分の人件費のほか、可燃物の収集や処理、施設の運転及び維持管理に係る経費でございます。前年度に比較して3億6,893万3,000円、26.2%の増となりました。ごみ焼却施設基幹的設備改良事業の年度割事業費の増などにより増額となったものでございます。4目不燃物処理費は2億3,164万5,000円を計上いたしました。職員2人分の人件費のほか、不燃物の収集や処理、施設の運転及び維持管理に係る経費でございます。前年度に比較して3,632万8,000円、18.6%の増となりました。粗大ごみ処理施設精密機能検査業務委託、アルミ選別機改修工事の計上などにより増額となったものでございます。5目最終処分場費は1億9,972万5,000円を計上いたしました。職員3人分の人件費のほか、エコパーク長生及び佐貫最終処分場の施設の運転及び維持管理や埋立て処理に係る各種経費でございます。前年度に比較して1,773万9,000円、9.7%の増となりました。最終処分場嵩上げ工事に伴う生活環境影響調査業務委託の増などにより増額となったものでございます。6目資源化推進費は1億7,985万5,000円を計上いたしました。紙類、ビン等の収集及びビン・ペットボトル選別処理等に係る各種経費でございます。前年度に比較して269万1,000円、1.5%の増額となりました。7目新最終処分場建設費は2億9,826万7,000円を計上いたしました。エコパーク長生に代わる新最終処分場建設に係る各種経費でございます。前年度に比較して2億9,518万4,000の増となりました。建設用地の購入や立竹木等補償、測量、地質調査、基本設計及び生活環境影響調査等の業務委託の増などにより増額となったものでございます。8目一般廃棄物処理施設建設基金費は存目のための予算計上でございます。

次に、5款消防費は総額で27億3,519万5,000円を計上いたしました。1目常備消防費は21億4,139万5,000円を計上いたしました。職員238人分の人件費のほか、常備消防運営に係る各種経費でございます。前年度に比較して6,137万円、3.0%の増額となりました。2目非常備消防費は1億2,229万4,000円を計上いたしました。団員1,491人分の報酬をはじめ、出場手当等消防団の運営に係る各種経費でございます。前年度に比較して352万2,000円、2.8%の減額となりました。次に、3目常備消防施設費は3億1,582万9,000円を計上いたしました。

常備消防施設の整備及び維持管理に係る各種経費でございます。前年度に比較して5,249万2,000円、19.9%の増となりました。はしご付消防自動車やオリンピックテロ対策用資機材、既存のボートに付ける船外機購入の増などにより増額となったものでございます。4目非常備消防施設費1億5,567万7,000円は、市町村からの要望に基づく非常備消防施設費維持管理や車両更新、また、消火栓新設及び補修に関する各種経費でございます。前年度に比較して4,050万3,000円、35.2%の増となりました。消防機庫の新築工事の増などにより増額となったものでございます。

次に、6款教育費は1,861万2,000円を計上いたしました。視聴覚教材センター費として職員3人分の人件費のほか、視聴覚機器・学校教育及び社会教育用DVDの購入など、視聴覚教育に係る各種経費でございます。前年度に比較して20万1,000円、1.1%の減額となりました。

次に、7款公債費は5億2,711万5,000円を計上いたしました。前年度に比較して6,946万5,000円、15.2%の増となりました。エコパーク長生整備分の償還が一部終了したことにより、最終処分場施設整備事業債などの減額要因がありましたが、汚泥再生処理センター整備分の元本償還開始による、し尿処理施設整備事業債の増、長生分署建設費の償還額増による常備消防施設整備事業債の増、ごみ焼却施設基幹的設備改良事業の元本償還開始によるごみ処理施設整備事業債の増などにより増額となったものでございます。

次に、8款予備費は前年同額の2,000万円を計上いたしました。

以上が歳出についての概要でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

2ページにお戻りください。まず、1款分担金及び負担金は、市町村負担金として45億3,682万3,000円を計上いたしました。前年度に比較して2億3,174万7,000円、5.4%の増となりました。歳入面で売却電気料金及び受給高温水料金等の減、歳出面において給与改定や東京オリンピック関連業務に係る時間外勤務手当の増などによる人件費の増、最終処分場嵩上げ工事に係る生活環境影響調査業務委託等で物件費の増、各施設の老朽化に伴う維持補修費の増、汚泥再生処理センター及び長生分署建設分の元本償還開始に伴う公債費の増などにより増額となったものでございます。

次に、2款使用料及び手数料は8億360万6,000円を計上いたしました。前年度に比較して721万3,000円、0.9%の増額となりました。

次に、3款国庫支出金は3億3,061万3,000円を計上いたしました。前年度に比較して1億

2,908万5,000円、64.1%の増となりました。衛生費及び消防費の補助対象事業費の増により増額となったものでございます。

次に、4款県支出金は5,103万1,000円を計上いたしました。前年度に比較し3,217万9,000円、170.7%の増となりました。消防費の補助対象事業の増により増額となったものでございます。

次に、5款財産収入は1,922万円を計上いたしました。前年度に比較し113万4,000円、6.3%の増となりました。旧入山津分署を令和元年9月から普通財産として貸付けたことにより、普通財産貸付料の増などにより増額となったものでございます。

次に、6款寄附金及び7款繰入金は存目のための予算計上でございます。

次に、8款繰越金は予備費充当分として2,000万円を計上したものでございます。

次に、9款諸収入は6,528万8,000円を計上いたしました。前年度に比較して756万円、10.4%減となりました。雑入において、ごみ焼却施設基幹的設備改良事業に伴う売却電気料金及び受給高温水料金の減などに減額となったものでございます。

次に、9款組合債は9億5,030万円を計上いたしました。前年度に比較して5億4,300万円、133.3%の増となりました。新最終処分場用地取得及び測量・地質調査業務委託に伴う最終処分場施設整備事業債、ごみ焼却施設基幹的設備改良事業に伴うごみ焼却施設整備事業債の増などにより増額となったものでございます。

以上が歳入の概要でございます。

続きまして、予算書を御覧いただきたいと存じます。

4ページをお開きください。第2表、債務負担行為について御説明申し上げます。本表は最終処分場施設嵩上げ工事に係る生活環境影響調査業務委託、新最終処分場基本設計等及び生活環境影響調査業務委託について、表のとおり期間、限度額を設定しようとするものでございます。なお、いずれも令和2年度から2か年の事業とするものでございます。

次に、5ページを御覧ください。第3表、地方債についてご説明申し上げます。本表は一般廃棄物処理施設整備事業、消防施設整備事業について、表のとおり限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めようとするものでございます。

次に、6ページを御覧ください。第4表、負担金負担割合につきまして、各費目の負担割合を本表のとおり定めようとするものでございます。

以上、議案第5号について御説明申し上げます。よろしくご審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） 次に、議案第6号について、提案理由の説明を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木祐一君） 「議案第6号 令和2年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費予算」について御説明申し上げます。

予算書の71ページをお開きください。本案の議決項目につきましては、予算書の71ページから73ページ、第2表、負担金負担割まででございます。予算の総額ですが、歳入歳出それぞれ1億5,054万3,000円に定めようとするものでございます。前年度当初予算と比較して342万5,000円、2.3%の増額となりました。

その内容を別冊資料の予算案の概要により御説明申し上げます。11ページをお開きください。

まず、歳出でございますが、下段、目的別の表をご覧ください。1款事業費に1億4,954万3,000円を計上いたしました。前年度と比較して342万5,000円、2.3%の増額となりました。1目聖苑管理費は1億4,092万6,000円を計上いたしました。職員5人分の人件費のほか、火葬業務委託を初めとする聖苑の管理運営費でございます。前年度に比較して211万5,000円、1.5%の増となりました。豪雨による土砂崩れ本復旧測量設計業務委託など委託料の増、庁用自動車更新をリースにしたことに伴う使用料及び賃借料の増、各種工事内容による増などにより増額となったものでございます。2目霊柩車管理費は861万7,000円を計上いたしました。職員3人分の人件費のほか、霊柩車の運行業務及び維持管理に係る経費でございます。前年度に比較して131万円、17.9%の増となりました。会計年度任用職員制度に伴う人件費の増などにより増額となったものでございます。

2款予備費は前年と同額の100万円を計上いたしました。

以上が歳出の概要でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。上段の表を御覧ください。1款分担金及び負担金は、市町負担金として1億446万5,000円を計上いたしました。前年度に比較して151万4,000円、1.5%の増となりました。歳入で利用実績により使用料及び手数料の増などによる減額要因がありましたが、歳出で会計年度任用職員制度による人件費の増、利用者増に伴う光熱水費の増などにより増額となったものでございます。

次に、2款使用料及び手数料は、聖苑使用料、霊柩車使用料等として4,499万5,000円を計上いたしました。前年度に比較して191万円、4.4%の増となりました。聖苑使用料や霊柩車使用料の実績により増額を見込んだものでございます。

次に、3 款寄附金は存目のための予算計上でございます。

次に、4 款繰越金は予備費充当分として100万円を計上いたしました。

次に、5 款諸収入は雑入において自動販売機管理料などで8 万2,000円を計上いたしました。

以上が歳入の概要でございます。

続きまして、予算書73ページをお開きください。第3表、負担金負担割につきまして、本表のとおり定めようとするものでございます。

以上、議案第6号について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） 次に、議案第7号について、提案理由の説明を求めます。

河野水道部長。

○水道部長（河野宏昭君） 「議案第7号 令和2年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計予算」についてご説明申し上げます。

予算書では91ページからとなりますが、令和2年度予算案の概要にて御説明させていただきますので、予算案の概要の13ページをお開きください。

初めに、業務量の見込みですが、上段の表を御覧ください。1の給水戸数は6万3,478戸で、前年度予算に比べ665戸、1.1%増加を見込んでおります。2の給水人口は14万1,057人と前年度予算に比べ1,231人、0.9%の減少を見込んでおります。3の年間総配水量は人口の減少に伴う家事用使用水量等の減少により1,892万6,000立方メートルで、前年度予算に比べ3万8,000立方メートル、0.2%の減量を見込んでおります。また、4の一日平均配水量は5万1,852立方メートルでございます。

次に、1、水道事業収益及び費用についてでございますが、下段の表を御覧ください。1 款水道事業収益は、前年度予算額に対して2,650万円、0.5%減の50億6,165万5,000円を計上いたしました。1 項営業収益は前年度予算額に対して997万1,000円、0.2%減の40億39万7,000円で、その内訳として1 目給水収益は人口減少等による家事用、営業用使用水量が減少傾向にあることから、1,145万4,000円減の39億8,394万1,000円を計上いたしました。2 目受託工事収益は110万円を計上し、3 目その他営業収益は手数料において水道法の改正により指定給水装置工事事業者の更新制度の導入により、更新手数料等の増によるもので、147万3,000円増の1,535万6,000円を計上いたしました。

次に、2 項営業外収益は、前年度予算額に対して1,652万9,000円、1.5%減の10億6,125万

5,000円で、その内訳として、2目給水申込納付金は653万円増の1億2,234万8,000円を計上いたしました。3目市町村負担金は、前年度と同額の4億290万円を計上いたしました。4目県補助金は、市町村水道総合対策事業補助金の限度額となる市町村負担金から助成要綱に定められた控除額を見込んだもので、2,202万9,000円、5.5%減の3億8,087万1,000円を計上いたしました。5目長期前受金戻入は補助金、負担金等により取得した資産に係る減価償却費見合い分を収益化したもので、111万9,000円減の1億5,369万1,000円を計上いたしました。6目雑収益は東日本大震災による原子力発電所の事故に伴う賠償金や保険取扱手数料等で8万9,000円増の144万3,000円を計上いたしました。

次に、14ページを御覧ください。水道事業費用でございますが、下段の表を御覧ください。1款水道事業費用は、前年度予算額に対して799万3,000円、0.2%増の47億7,108万3,000円を計上いたしました。1項営業費用は前年度予算額に対して596万円、0.1%増の45億2,185万2,000円で、その内訳として、1目原水及び浄水費は主に取水、浄水場施設の維持管理費や水質検査等に係る経費で、2,718万5,000円増の27億2,271万9,000円を計上いたしました。このうち九十九里地域水道企業団へ支払う受水費は、消費税率の改定により24億2,891万4,000円を計上いたしました。2目配水及び給水費は主に漏水修理工事等の配水施設の維持管理に係る経費で1,023万1,000円減の3億9,590万4,000円を計上いたしました。3目受託工事費は、配給水管切損事故等に伴う受託工事費として110万円を計上いたしました。4目業務費は主に水道料金の検針及び集金に係る経費で141万7,000円減の2億8,522万1,000円を計上いたしました。5目総係費は主に事業運営事務に関わる経費で、人件費等の減少により727万3,000円減の1億3,915万5,000円を計上いたしました。6目減価償却費は配水管等の有形固定資産を定額法で算出し、122万5,000円減の9億4,513万2,000円を計上いたしました。

次に、2項営業外費用は前年度予算額に対して796万7,000円、3.2%減の2億3,922万8,000円で、その内訳として、1目支払利息及び企業債取扱諸費は1,506万1,000円減の1億8,839万7,000円を計上いたしました。2目消費税及び地方消費税は仮受消費税から仮払消費税を控除した納税額で、令和元年度の消費税率の改定により709万4,000円増の5,053万円を計上いたしました。4目予備費は、災害等により生じる施設の応急修繕や災害に伴う復旧費用等に備えて、令和2年度から新たに1,000万円を計上いたしました。

15ページをお開きください。続きまして、2、資本的収益及び支出についてでございます。上段の表を御覧ください。1款資本的収入は、前年度予算額に対して6,265万7,000円、9.7%増の7億1,166万6,000円を計上いたしました。1項企業債、1目企業債は建設改良事

業の財源として借入額を前年度予算額に対して5,770万円、11%増の5億8,200万円を計上いたしました。2項国庫補助金、1目国庫補助金は、配水管の耐震化を図るため令和元年度から実施しております重要給水施設配水管耐震化事業の財源として、減圧施設の更新事業に対し2,810万9,000円を計上いたしました。3項負担金、1目負担金は、前年度予算額に対して633万3,000円、6.1%減の9,773万3,000円を計上いたしました。4項雑収益、1目雑収入は、負担金工事に係る設計手数料によるもので、前年度予算額に対して67万7,000円、21.5%増の382万4,000円を計上いたしました。

続きまして、資本的支出でございます。下段の表を御覧ください。1款資本的支出は前年度予算額に対して8,848万円、5.1%増の18億4,003万1,000円を計上いたしました。1項建設改良費は前年度予算額に対して5,018万9,000円、4.7%増の11億734万8,000円を計上いたしました。この内訳として、1目消火栓工事費は、新設消火栓設置数の減少により752万8,000円減の1,100万円を計上いたしました。2目建設事務費は配水管設計業務委託料等の増加により598万7,000円増の5,819万2,000円を計上いたしました。3目原水施設費は水質監視装置設置及び更新工事等で1,875万円増の1億3,260万円を計上いたしました。4目配水施設費は、経年管布設替え工事、石綿セメント管更新工事及び加圧ポンプ制御盤改修工事等によるもので、4,069万9,000円増の8億9,004万1,000円を計上いたしました。5目営業設備費は水道庁舎電気設備改修工事の皆減により771万9,000円減の1,551万5,000円を計上いたしました。次に、2項企業債償還金、1目企業債償還金は、前年度予算額に対して3,829万1,000円増の7億3,268万3,000円を計上いたしました。

これにより、資本的収入額が資本的支出額に不足する額11億2,836万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金等で補填することといたしました。16ページに令和2年度に実施する主要事業を記載しておりますので、後ほど御覧ください。

以上、議案第7号について御説明申し上げます。よろしく審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） 次に、議案第8号について、提案理由の説明を求めます。

木島病院事務部長。

○公立長生病院事務部長（木島明良君） 「議案第8号 令和2年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計予算」につきまして、御説明申し上げます。

予算書では135ページからとなりますが、ここでは令和2年度予算案の概要に基づきまし

て御説明させていただきます。予算案の概要の17ページを御覧いただきたいと思います。

まず、業務量の見込みでございますが、項目1の病床数は許可病床数の180床としております。この数は県の許可病床数としておりますが、ベッドの稼働につきましては平成30年7月に関東信越厚生局へB棟の52床を休床とする届けをいたしておりますので、現在は128床で運用しているところでございます。項目2の年間患者数は、入院患者数を1日平均100人、年間では3万6,500人を見込みました。また、外来患者数は1日平均で4人増の370人、年間では2,070人増の8万9,910人といたしました。いずれの患者数も本年度の実績に鑑み、目標とすべき人数として見込んだものでございます。

次に、病院事業収益及び費用について御説明申し上げます。下段の表を御覧いただきたいと思います。こちらは消費税を含んだ金額となっております。

初めに、病院事業収益ですが、1款病院事業収益は前年度比1億6,424万9,000円、4.7%減の33億951万4,000円といたしました。1項医業収益は1億1,250万9,000円、4.2%減の25億7,131万7,000円で、その内訳といたしまして、1目入院収益で1億5,030万円、9.6%減の14億2,350万円、先ほどの業務量の見込みにある入院患者数1日平均100人、入院単価を3万9,000円として算出したものでございます。2目外来収益は2,844万9,000円、3.4%増の8億5,414万5,000円、これは外来患者数1日平均370人、外来単価9,500円として算出したものでございます。3目その他医業収益は、人間ドック等の収益で358万7,000円、2.5%減の1億4,198万3,000円を見込んでおります。4目市町村負担金は、救急医療の確保に要する経費といたしまして1,292万9,000円、9.3%増の1億5,168万9,000円を計上いたしました。

2項医業外収益は5,174万円、6.5%減の7億3,819万6,000円といたしました。その内訳といたしまして、1目受取利息配当金は項建てででございます。2目市町村負担金は高度医療、リハビリテーション、小児医療等に要する経費で4,595万7,000円、7.3%減の5億8,497万3,000円としております。こちらについては、昨年8月の議会定例会での第2回補正予算におきまして、追加分の負担金としてお願いいたしました公立長生病院の中長期ビジョン策定業務に関わる令和2年度分の負担金を含んでおります。3目補助金は県からの救急基幹センター運営費補助金等で、今年度と同額の913万8,000円、4目長期前受金戻入は補助金、負担金等により取得した資産に係る減価償却費見合い分を収益化したもので、281万6,000円、2.5%減の1億761万7,000円といたしました。5目その他医業外収益は自動販売機の売上手数料や他の医療機関への医師派遣料等で56万7,000円、2.6%減の2,086万6,000円、6目売店収益は240万円、13.3%減の1,560万円といたしました。これらにつきましては、今年度の決

算見込みにより算出したものとなっております。7目消費税及び地方消費税還付金は項建てとしております。3項特別利益につきましても、同じく項建てとしています。

続きまして、病院事業費用につきまして御説明申し上げます。18ページ中段の表を御覧いただきたいと思います。

1款病院事業費用は、前年度比1億6,788万2,000円、4.8%減の33億435万8,000円といたしました。1項医業費用は1億8,266万円、5.3%減の32億4,466万5,000円で、その内訳といたしまして、1目給与費は、経営改善策の取組として実施いたしました医療職の調整額の休止等による手当の見直しと、勧奨退職などによる人件費の削減によりまして、1億4,317万7,000円、6.6%減の20億3,433万3,000円といたしました。2目材料費は4,500万円、7.7%減の5億3,700万円といたしました。3目経費は1,376万6,000円、3.0%増の4億6,978万8,000円といたしました。増額の要因でございますが、消費税増税分の影響と、中長期ビジョン策定業務委託料等の業務委託費の増によるものでございます。4目減価償却費は1,012万9,000円、5.1%減の1億8,907万4,000円、5目資産減耗費は43万円、8.5%増の547万円、6目研究研修費は145万円、19.2%増の900万円といたしました。

2項医業外費用は1,477万8,000円、32.9%増の5,969万2,000円といたしました。その内訳といたしまして、1目支払利息及び企業債取扱諸費は259万8,000円、31.1%減の575万8,000円といたしました。2目売店費用は200万円、14.3%減の1,200万円、3目消費税及び地方消費税は94万2,000円、7.8%減の1,117万円としております。4目雑支出は修学資金義務年限終了に伴う返還債務の免除に係る支出といたしまして2,100万1,000円、5目長期前払消費税勘定償却は68万1,000円、6.5%減の976万3,000円としております。3項特別損失は項建てでございます。これにより、収益から費用を差し引きました当期純損益は515万6,000円の利益を見込んでおります。

続きまして、19ページを御覧いただきたいと思います。資本的収入及び支出につきまして御説明申し上げます。

まず、資本的収入でございますが、前年度比1億5,045万5,000円、71.5%減の5,985万6,000円といたしました。1項企業債は電子カルテをシステムアップするもので、医学管理料の算定をサポートするシステムを導入するため780万円の起債を起こすものでございます。2項市町村負担金は1億5,825万5,000円、75.2%減の5,205万5,000円で、建設改良費と企業債元金償還金に係るものですが、内訳は建設改良費で医療機器等の資産購入費分として1,820万5,000円、企業債元金償還金分といたしまして3,385万円となっております。3項の

修学資金貸付金返還金は項建てでございます。

次に、資本的支出でございますが、前年度比 2 億 3,728 万 5,000 円、67.3% 減の 1 億 1,508 万 9,000 円といたしました。その内訳でございますが、1 項建設改良費は 999 万円、28.5% 増の 4,499 万円といたしました。増額の理由ですが、医療機器の整備のほかに、先ほど企業債で御説明申し上げました電子カルテのシステムアップを行うものでございます。2 項企業債償還金は A 棟の整備等に関わる起債の償還で、前年度比 2 億 4,727 万 5,000 円、78.5% 減の 6,769 万 9,000 円で、減額の要因は借換債の償還が今年度、令和元年度で完了することによりまして減額となっております。3 項投資は看護学生の修学資金であります。2 名分の学生に対する貸付金といたしまして 240 万円を計上いたしております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足します 5,523 万 3,000 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金等で補填しようとするものでございます。

20 ページをお開きいただきたいと思います。市町村負担金につきまして御説明申し上げます。病院運営費といたしまして 7 億 8,200 万円、中長期ビジョン策定業務委託分といたしまして 671 万 7,000 円と、それぞれの表に市町村ごとの負担金額を示しております。市町村負担金額の総額でございますが、7 億 8,871 万 7,000 円となりまして、前年度比 19.5% の減となっているところでございます。

以上が議案第 8 号の概要につきまして御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） 以上で説明は終わりました。

続いて質疑に入りますが、ただいま議題となっております議案第 5 号から議案第 8 号の 4 件につきましては、議会運営委員会の意向を尊重し、質疑終了後、委員会に審査を付託する予定でありますので、詳細についてはその委員会で行うこととし、本議場では総括的な質疑といたします。

まず、議案第 5 号についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松野唱平君） なければ、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 5 号は、総務常任委員会に付託し、休会中に審査する

ことにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、議案第6号について質疑を許します。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松野唱平君） なければ、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第6号は、総務常任委員会に付託し、休会中に審査することにしたと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、議案第7号についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

1番、ますだよしお君。

○1番（ますだよしお君） 初歩的な質問で非常に申し訳ないんですけども、収支の差額が2億9,000万円ぐらい多分出ると思うんですよ。この2億9,000万円という数字はどこに入っているのでしょうか。例えば、収入が50億6,000万円ぐらいですね、支出が47億7,000万円ぐらいですから、2億9,000万円ぐらいの数字が出ていないと私は思うんですが、その数字はどこに入っているか教えていただけますか。もし今できなければ、後で揃えておいていただければ結構なんですが。言っている意味分かりますか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対する当局の答弁を求めます。

水道部長、河野宏昭君。

○水道部長（河野宏昭君） 2億9,000万円、これは予算的には表れないんですけども、内部留保資金として、その中に入ります。

○議長（松野唱平君） 1番、ますだよしお君。

○1番（ますだよしお君） 内部留保資金としてこれに載っているということでもいいんですか。載っていないでしょう。載っていれば帳尻合うわけだもんね。例えば、病院会計のときに五

百何万円差がありますよね。頑張れば五百何万円黒字になりますよということだと思うんですけども、水道部のやつは50億円収入があって、出が47億7,000万か、そうすると2億9,000万円ぐらいの差額があるんですけども、それがこの表には出ていないから、ちょっとおかしいんじゃないかと思うんですけども。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対する当局の答弁を求めます。

○水道部長（河野宏昭君） 3条の予算としては黒字になりますが、そこからまた留保資金に入りますので、その予算をまた4条の予算として使うことになります。

○1番（ますだよしお君） 今、予算をこれから審議するわけですよ。その2億9,000万円は留保金でやるのなら、それで2億9,000万円、上げるべきだと思うんですよ。例えば、これは水道だから企業常任委員会か、そうすると、この2億9,000万円の説明つかないでしょう。予算書に上がっていないんですよ、その2億9,000万円が。数字だけが行方不明になって、内部ではこういう形だということであるのならば、内部でこういう形にするというものを表に表すべきではないんでしょうかということをお、伺っているんですけども。言っている意味が分かりますか。

○水道部長（河野宏昭君） 予算書の92ページに、4条で不足する額を支出する11億2,836万5,000円の中に入るということです。

○1番（ますだよしお君） 予算書の何ページですか。

○水道部長（河野宏昭君） 92ページの一番上に。

○1番（ますだよしお君） この中のどれに入っているんですか。資本金収入は資本金収入で上げてあるじゃないですか。そうしたら、こっちで営業の収入と支出のところで、尻が合わないのはおかしいじゃないですか。例えば、この差額2億9,000万円というのは、下段に、例えば病院会計みたいに五百九十幾ら黒字になる可能性がある、ここでも黒字になる可能性があるということを出して、それで、なおかつ負担金のほうにそれを回すというのが企業会計だと思うんですが。今、多分、企業会計に会計は直していますよね、水道も。

○水道部長（河野宏昭君） はい。

○1番（ますだよしお君） そうしたら、これは帳簿はおかしいですよ。収入と支出で2億9,000万円、行方不明になっているんだから。

○水道部長（河野宏昭君） その2億9,000万円は黒字として見込んで。

○1番（ますだよしお君） そうでしょう、それなら下段に別表で2億9,000万円の黒字ということは損益勘定の中に出せばいい話で、それが載っていないということは2億9,000万円、

どこか行方不明になっていることですよ。だから、これはもし、後で資本的支出のほうの11億円のほうに組み込むのならば、それはそれで、ここのところでは2億9,000万円、下段に損益の勘定を2億9,000万円と出すべきでしょう。言っていることは分かるんですよ。黒字になるけれども、資本的支出のほうに組み込むから、結局は足りないわけだね。そういうことでしょう。だけれども、収支のところで2億9,000万円の差が出ていて、それをそのままにして予算書ですよというのはおかしいでしょうということを私は言っているんです。

○水道部長（河野宏昭君） 3条予算で出た2億9,000万円は黒字としてあるんですけれども、それは内部留保資金として。

○1番（ますだよしお君） だから、そうしたら内部留保資金として2億9,000万円というのを、ここに科目を作るべきじゃないですかということを言っているんですよ。2億9,000万円、行方不明になっているじゃないですか、50億幾らあって47億7,000万円しかないんだから。形式かも分からないですけれども、やっぱりちゃんとしたほうがいいと思います。もうこれ以上言ってもしょうがないから、いいです。やらんとしていることは理解していますから、いいんですけれども、ただ、普通の人が見た場合に、57億円収入があって、47億円支出がありますと、2億9,000万円ぐらい本当は黒字になる可能性があるんだけれども、その数字が出ないで、それはそのままになって、資本的収支のほうで決算にしていますという言い訳は成り立ちませんよということを言っているんですよ。今までは確かに、企業会計を入れる前はそうだったかも分かりませんが、多分、今、企業会計に直していると思うんですね。それだったら、やっぱり50億6,100万円の収支のやつをここに出すべきだというふうに私は考えるわけ、ただそれだけです。ちょっと理解できなかったもので、ごめんなさい。いいです。

○議長（松野唱平君） ほかに質疑ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○議長（松野唱平君） なければ、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第7号は、企業常任委員会に付託し、休会中に審査することにしたと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は企業常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第 8 号についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松野唱平君） なければ、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第 8 号は、企業常任委員会に付託し、休会中に審査することにしたと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 号は企業常任委員会に付託することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

総務常任委員会の方々は第 1 研修室へ、企業常任委員会の方々は第 2 研修室へ、それぞれお集まりください。

再開は、2 時 3 5 分といたします。

午後 2 時 2 2 分休憩

午後 2 時 3 5 分再開

○議長（松野唱平君） 議員の皆様にお知らせいたします。

清田町長、平野町長は都合により会議を途中退席したい旨の申し入れがありました。よってこれを許可したので御報告いたします。

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に各常任委員会が開かれ、委員会に付託しました案件について、2 月 13 日午後 1 時 30 分から当組合管理棟において、それぞれ委員会を開催し、審議を行う旨、両委員長から通知がありましたので、ご報告をいたします。

次に、日程第 16、「議案第 9 号 長生郡市広域市町村圏組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木祐一君） 「議案第9号 長生郡市広域市町村圏組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」、御説明申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正による会計年度任用職員制度の施行に伴い、会計年度任用職員の給与等を支給するため、条例を制定しようとするものでございます。当組合職員の給与に関しましては茂原市に準じた給与体系を取っており、令和元年茂原市議会12月定例会において所用の条例整備がなされたことから、同様に制定しようとするものでございます。

その概要ですが、法改正により非正規職員の任用根拠の明確化や待遇の改善を目的として、一般職として勤務する臨時非常勤職員は、一部を除き令和2年4月1日から会計年度任用職員に移行され、勤務形態によりフルタイム会計年度任用職員またはパートタイム会計年度任用職員のいずれかに分けられます。フルタイム会計年度任用職員に対しては、一般職給料表の1級1号級から37号級に準じた給料表を新たに適用し、地域手当、通勤手当、期末手当等の手当を支給すること、また、パートタイム会計年度職員に対しては同じ給料表を基準として勤務時間や日数により計算した額の報酬、通勤費用に相当する費用弁償、期末手当を支給することを定めようとするものでございます。職種ごとの初任給や昇級等については別途、規則で定めようとするものでございます。詳細につきましては参考資料を添付してございますので、後ほど御確認いただきたいと存じます。

以上、議案第9号について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） 説明は終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松野唱平君） なければ、質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松野唱平君） なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

「議案第9号 長生郡市広域市町村圏組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、「議案第10号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木祐一君） 「議案第10号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、御説明申し上げます。

本案は、先ほど御提案いたしました会計年度任用職員制度の施行に伴い、関係条例の整備を行うものでございます。

まず、長生郡市広域市町村圏組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例については、フルタイム会計年度任用職員が新たに公表対象となるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、職員旅費支給条例については、フルタイム会計年度任用職員に対して旅費を支給できるよう改正を行うものでございます。

その他、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例について、非常勤職員の表記を会計年度任用職員に改めるものでございます。

以上、議案第10号について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） 説明は終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託

を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松野唱平君） なければ、質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松野唱平君） なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

「議案第10号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、「議案第11号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木祐一君） 「議案第11号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の一部改正等に伴い、成年被後見人または被保佐人に該当した場合に係る関係条例の規定について整備を行おうとするものでございます。

内容につきましては、地方公務員法第16条の欠格条項から成年被後見人または被保佐人が削除され、これにより、成年被後見人等に該当するに至った場合、その職を失うとする規定の削除等、関係する条例について所要の改正を行おうとするものでございます。

以上、議案第11号について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） 説明は終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松野唱平君） なければ、質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松野唱平君） なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

「議案第11号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（松野唱平君） 次に、「日程第19 議案第12号、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木祐一君） 「議案第12号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、御説明申し上げます。

本案は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に鑑み、本組合においても一般職職員の給与及び特定任期付職員の給与について、これらに準じた改正をしようとするものでございます。当組合職員の給与に関しましては茂原市に準じた給与体系を取っておりますが、茂原市では令和元年茂原市議会12月定例会において所要の改正がなされたことから、その状況を鑑み、同様に改正をしようとするものでございます。

改正の主な内容につきまして、議案に参考資料を添付しておりますので、その資料により御説明したいと存じます。

では、資料を御覧ください。千葉県人事委員会勧告に基づき、1点目は、一般職給料表について平均0.1%の引き上げを行うとともに、特定任期付職員についても給料額の引き上げ改定をしようとするものでございます。2点目は、住居手当について家賃額の下限を1万2,000円から4,000円引き上げ1万6,000円に、手当額の上限を2万7,000円から1,000円引き上げ2万8,000円にしようとするものでございます。3点目は、期末勤勉手当について、勤勉手当を0.05月分引き上げ、一般職は年間支給月数を4.45月から4.5月とし、特定任期付職員は年間支給月数を3.35月から3.4月としようとするものでございます。

以上、議案第12号について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） 説明は終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松野唱平君） なければ、質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松野唱平君） なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

「議案第12号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、「議案第13号 長生郡市広域市町村圏組合病院事業の設置及び経営の基本に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

木島病院事務部長。

○公立長生病院事務部長（木島明良君） 議案第13号、長生郡市広域市町村圏組合病院事業の設置及び経営の基本に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

本案は、日本神経学会において標榜診療科名を神経内科から脳神経内科に変更されているということから、当院におきましても令和2年4月1日から神経内科の診療科名を脳神経内科に変更しようとするものでございます。なお、変更となりますのは名称のみで、診療体制につきましては変更はございません。

以上、議案第13号につきまして御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） 説明は終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松野唱平君） なければ、質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松野唱平君） なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

「議案第13号 長生郡市広域市町村圏組合病院事業の設置及び経営の基本に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、「議案第14号 長生郡市広域市町村圏組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木島病院事務部長。

○公立長生病院事務部長（木島明良君） 議案第14号、長生郡市広域市町村圏組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準拠し、常勤の特別職である病院事業管理者の期末手当の支給率を改定しようとするものでございます。

内容につきましては、添付されております新旧対照表に記載してございますが、期末手当の支給率の基準額を年間0.05か月引き上げ、令和元年12月1日から適用するものでございます。

以上、議案第14号につきまして御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） 説明は終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松野唱平君） なければ、質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松野唱平君） なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

「議案第14号 長生郡市広域市町村圏組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

（「事務局から話があるみたいで、暫時休憩取ってもらえる」の声あり）

○議長（松野唱平君） 暫時休憩とします。

午後 2時58分休憩

午後 2時59分再開

○議長（松野唱平君） それでは、再開させていただきます。

日程第22、「議案第15号 監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定によって、15番、星野一成君には暫時退場をお願いいたします。

(星野一成議員暫時退場)

○議長（松野唱平君） 提案理由の説明を求めます。

管理者、田中豊彦君。

○管理者（田中豊彦君） 「議案第15号 監査委員の選任につき同意を求めることについて」、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、議会選出の監査委員でございました松野唱平君氏が令和2年2月6日をもって退任されたことに伴いまして、その後任に組合議員であります星野一成氏を監査委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

星野氏は広域行政に精通され、監査委員に適任であると考えますので、議員各位の賛同をお願いする次第であります。なお、退任されました松野氏におかれましては、監査委員として組合運営に多大なる御尽力を賜りましたこと、衷心より御礼を申し上げます。

以上、提案理由を御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（松野唱平君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題になっております案件については、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松野唱平君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

お諮りします。

本案は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松野唱平君） 異議なしと認め、これより採決をいたします。

「議案第15号 監査委員の選任につき同意を求めることについて」を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり同意されました。

星野一成君の入場を認めます。

（星野一成議員入場）

○議長（松野唱平君） 監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

監査委員の紹介をいたします。

星野一成監査委員より御挨拶をお願いいたします。

○監査委員（星野一成君） ただいま監査委員に選任されました、長柄町の星野でございます。何分にも未熟者ではございますけれども、精一杯務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（松野唱平君） 日程第23、「議案第16号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者、田中豊彦君。

○管理者（田中豊彦君） 「議案第16号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、御説明申し上げます。

本案は、当組合の教育委員会委員であります今井富雄氏の任期が令和2年3月31日で満了となりますことから、その後任に一宮町教育委員会教育長の藍野和郎氏を任命したく、議会の同意を求めるものであります。

藍野氏は平成31年2月より一宮町教育委員会教育長に就任され、当組合の教育委員会委員に適任と考えるものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題になっております案件につきましては、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますのですが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松野唱平君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

お諮りします。

本案は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますのですが、これに御異議ありませ

んか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松野唱平君） 異議なしと認め、これより採決をいたします。

「議案第16号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり同意されました。

日程第24、休会の件を議題といたします。

明日、8日から24日までは、各常任委員会委員による予算審査並びに報告書作成のため休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

御苦労さまでした。

午後 3時 5分散会

令和2年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会会議録

令和2年2月25日

1 出席議員

1 番	ますだ よしお 君	2 番	はつたに 幸一 君
3 番	山 田 広 宣 君	4 番	鈴 木 敏 文 君
5 番	三 橋 弘 明 君	6 番	常 泉 健 一 君
7 番	小 安 博 之 君	8 番	小 林 正 満 君
9 番	今 関 澄 男 君	10 番	中 村 勇 君
11 番	小 倉 利 一 君	12 番	阿 井 市 郎 君
13 番	酒 井 良 信 君	14 番	大多和 正 之 君
15 番	星 野 一 成 君	16 番	鶴 岡 喜 豊 君
17 番	松 野 唱 平 君	18 番	大 倉 正 幸 君

2 欠席議員

なし

3 説明員

管 理 者	田 中 豊 彦 君	副 管 理 者	馬 淵 昌 也 君
副 管 理 者	市 原 武 君	副 管 理 者	小 高 陽 一 君
副 管 理 者	林 和 雄 君	副 管 理 者	清 田 勝 利 君
副 管 理 者	平 野 貞 夫 君	病 院 事 業 者 管 理 者	桐 谷 好 直 君
教 育 長	内 田 達 也 君	事 務 局 長	鈴 木 祐 一 君
消 防 長	東 條 秀 明 君	水 道 部 長	河 野 宏 昭 君
公立長生病院 事 務 部 長	木 島 明 良 君	事 務 局 次 長 (環境衛生課長)	秋 葉 紀 裕 君
消防本部次長	丸 幸 夫 君	水 道 部 次 長 (管理課長)	斎 藤 洋 士 君
事務局副参事 (総務課長)	平 山 義 晴 君	消 防 本 部 長	斉 藤 豊 君
消 防 本 部 長	渡 邊 仁 臣 君	消 防 本 部 長	保 川 信 晴 君
医療民生課長	柴 崎 勲 君	公 立 長 生 病 院 総 務 課 長	牧 野 悟 君
長南聖苑所長	林 紀 行 君	環 境 衛 生 課 セ ン タ ー 所 長	丸 登 美 夫 君
温水センター 所 長	阿 曾 弘 信 君	視 聴 覚 教 材 セ ン タ ー 所 長	徳 永 哲 生 君

会 計 管 理 者 今 井 孔 才 君

4 事務局職員

議 事 書	務 局	会 長	杉 崎 正 文	書	記 秋 葉 正 人
		記	倉 持 康 夫		

議 事 日 程

令和2年2月25日 午後 4時開議

第 1 付託案件の総括審議

第 2 閉会中の所管事務調査申し出の件

○議長（松野唱平君） 開会に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

管理者から、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決によって指定された1件100万円以上の損害賠償額の決定及び和解について専決処分したので、同条第2項の規定により、書面にて報告がありました。本日、お手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

副管理者、白子町長から所用のため遅参する旨の届出がありました。

以上で報告を終わります。

午後 4時00分開会

○議長（松野唱平君） ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の出席議員は全員であります。

よって、定足数に達し、会議は成立いたしました。

本日の日程を申し上げます。

日程は、先般お手元に配付してありますので、御了承願います。

これより、日程に入ります。

日程第1、「付託案件の総括質疑」を議題といたします。

議案第5号から議案第8号については、それぞれ所管の委員会に審査を付託してありましたので、その審査の経過並びに結果について、各委員長より報告をお願いします。

まず、総務常任委員会の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、小安博之君。

○総務常任委員会委員長（小安博之君） 総務常任委員会の報告を申し上げます。

当委員会に審査を付託されました「議案第5号 令和2年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計予算」並びに「議案第6号 令和2年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費予算」について、2月13日午後1時30分から、組合管理棟第1研修室において、管理者及び関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告申し上げます。

始めに、管理者に対する総括質疑を行いましたので、審議内容を要約して申し上げます。

「新最終処分場建設が当初計画から遅れていることに伴い、エコパーク長生の延命化措置について、大沢・柴名地区で説明会が行われているが、現状について管理者として考えを伺う。」との質疑に対し、「新最終処分場は長柄町の候補地と引き続き交渉しているが、時間を要していることから、エコパーク長生の埋立量増量のための嵩上げをお願いしたいと考え

ている。焼却灰を圏外に排出・処理すると相当のコストがかかるので、地元の皆様と丁寧に協議を重ね、同意を得た上で、延命化を図ってまいりたい。」との答弁がありました。

続いて、「広域的な文化会館建設について住民要望があった場合、管理者の主導で市町村長間の話合いの場を設けてもらえるか。」との質疑があり、話をすることについてはやぶさかではないが、茂原市では新施設の検討が既に進んでいるため、市民の意見もよく聞きながら、十分に配慮してまいりたい」との答弁がありました。

特別会計火葬場・斎場事業費予算については、特に質疑はありませんでした。

次に、事務担当部局に対し会計ごとに審査いたしました結果について、要約して御報告申し上げます。

一般会計予算については、歳出から質疑が行われ、3款民生費では、「介護認定の審査に要する日数と月当たりの審査会開催数について」の質疑があり、「各市町村から組合に主治医意見書等の資料が上がってくるまで約18日、組合が審査会委員に資料を発送し、審査会に付し、結果が出るまで約18日の計36日程度を要し、審査会は平均で月に15回程度開催している。」との答弁がありました。

4款衛生費では、「新最終処分場の建設計画について、跡地利用も含め検討しているのか」との質疑に対し、「地元の方々と話し合った中で、埋立て終了と同時に、施設全体が公園利用できるよう検討している。」との答弁がありました。

5款消防費では、「車両の更新計画について」の質疑があり、「救急車は8年または30万キロメートルで毎年1台ずつ更新、消防車両は20年、はしご車等の特殊車両は24年で更新しており、車両台数から毎年1台は更新となる。」との答弁がありました。

また、「消防車両の乗車定員と消防職員の定数について」の質疑があり、「乗車定員については、整備指針を満たしているのは救急隊のみである。消防車両、特殊車両については3から4名で運用しており、整備指針に示される5名に届いていない。職員の定数については、消防庁舎の適正配置と併せて検討しており、計画にある6署所となった場合は、現在の定数で対応できると考えている。」との答弁がありました。

続いて、「消防団員報酬として1,491人分の予算が計上されているが、現在の団員数は。」との質疑があり、「令和2年1月1日現在で1,427人となっている。」との答弁がありました。

6款教育費では、「備品購入費の内容について」の質疑があり、「学校教育用教材ではDVD、視聴覚用備品ではワイヤレスマイクシステム等を購入している。」との答弁がありま

した。

歳入については、「２款使用料及び手数料において、燃えるごみ専用袋手数料として３億２千万円余が計上されているが、今後のごみ袋の料金改定についての考えを伺う。」との質疑に対し、「歳入の３億２千万円余に対し、歳出ではごみ袋購入費、可燃物収集業務委託費、燃えるごみ専用袋販売業務委託費の合計２億５,５００万円余があり、差し引いた６,４００万円余を可燃物処理の一部財源として使用している。新施設建設等に多額の費用を要することから、安定的に事業を進めていくための財源として現状の金額で御理解いただきたい。」との答弁がありました。

次に、特別会計火葬場・斎場事業費予算については、歳入歳出一括して質疑が行われ、「施設の全体的な老朽化に対する設備及び火葬炉の修繕について」の質疑があり、「財政計画に基づき設備や火葬炉の状況や利用者の要望等を踏まえ、経費の平準化を図りながら修繕を行っている。」との答弁がありました。

また、「駐車場の拡張整備について」の質疑があり、「大勢が利用する際は、長南町の御協力のもと、農村環境改善センターの駐車場を使用させていただいている。拡張整備については、現在検証中である。」との答弁がありました。

以上が、各会計予算で審議された内容の一部であります。

以上の質疑応答を踏まえ、本委員会は「議案第５号 令和２年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計予算」並びに「議案第６号 令和２年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費予算」は、出席委員全員の賛成をもって、原案のとおり可決するものと決しました。

令和２年２月２５日、総務常任委員会委員長、小安博之。

以上であります。

○議長（松野唱平君） 御苦労さまでした。

次に、企業常任委員会の報告を求めます。

企業常任委員会委員長、阿井市郎君。

○企業常任委員会委員長（阿井市郎君） 企業常任委員会の報告を申し上げます。

当委員会に審査を付託されました「議案第７号 令和２年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計予算」並びに「議案第８号 令和２年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計予算」について、２月１３日午後１時３０分から、組合管理棟第２・第３研修室において、副管理者である長南町長、白子町長及び関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果に

ついでご報告を申し上げます。

始めに、水道事業会計予算の審議内容について、要約して申し上げます。

まず、「予算書内で予備費1,000万円の理由と見込みは。」との質疑に対し、「今年度の災害等を教訓に、より迅速に緊急時の対応に備えるため実績を基に計上した。不足する場合は、補正予算で対応させていただく。」との答弁がありました。

また、「国庫補助金が前年度より60.7%増え2,800万円余となるが、増加した理由と事業の進捗状況は。」との質疑に対し、「真名減圧弁築造工事として3年間で7,500万円を歳入として見込んでおり、工種により、来年度は2,800万円余となった。現在は、道路内の配管を施工中で、来年度は減圧弁の本体工やピットの築造工を計画している。」との答弁でありました。

続いて、「企業債の借入額を償還金より抑え、借入残高を減らしているとのことだが、事業として借入額はこの額で足りるのか。」との質問に対し、「足りない場合は留保財源で対応し、企業残高を減らす努力をしている。」との答弁がありました。

収益的収入では、「有収率が85%と近隣の事業体と比べ5%の開きがある。この要因は。」との質疑に対し、組合設立前の水道事業が埋設した配水管が多く残っている。そのうち、約70%が塩化ビニル管で多くの漏水事故が発生しているのが、大きな要因である。」との答弁がありました。

また、「今まで市町村負担金と県補助金が同額で予算化されていたが、県補助金が2,200万円余減額となった理由は。」との質疑に対し、「市町村水道総合対策事業補助要綱により、県営水道の運営費を超える分について控除されており、毎年補正予算で減額していた。来年度は当初予算から過去の実績を基に補助金を控除された額で計上したので、差異が発生した。」との答弁でありました。

以上が、水道事業会計で審議された内容の一部であります。

次に、病院事業会計予算の審議内容について、要約して申し上げます。

まず、予算書内で、「指導管理算定フォローシステムの中身と企業債とした理由は。」との質疑に対し、電子カルテのシステムアップで医学管理料の算定をサポートするもの。医療機器の整備は、病院の資金と市町村負担金で2分の1ずつ賄うが、費用を平準化するために企業債とした。」との答弁がありました。

また、「不納欠損額は年間でどの程度か。」との質疑があり、「昨年度はゼロ円であったが、滞納総額は3,000万円弱あり、所在不明などにより徴収が難しいものについては、不納

欠損せざるを得ないと考えている。」との答弁がありました。

続いて、「病院事業収益と病院事業費用の差が500万円ほどしかないが、その理由は。また、医療職の給与の改善状況は。」との質疑に対し、「実績に基づき入院単価を1人3万9,000円で積算し、1日当たりの入院患者数を128床のうち100人の目標とするなど、より現実的なものとした。また、医療職の給与については、全国自治体病院協議会の経営診断で、医師と事務職員は他の公立病院と同水準だが、診療技術者と看護師については突出して高く、人数も病院の規模に対して突出して多いとの指摘があった。労働組合と交渉を重ね、給与に係る調整額をゼロ%支給とし、人件費で5%以上削減をした。勧奨退職による人員削減等により、2年間で3億円弱の削減となる予定。」との答弁でありました。

収益的収入は、「医師の招聘の見込みについて」の質疑があり、「あり方検討委員会では、内科医が充実しないと外科医を呼べないと指摘されている。今の長生病院は内科と整形外科がメインで稼ぎ頭となっているが、最終的には、外科医がいないと医業収益が上向かないので、外科医を呼べるよう、内科医を常勤で迎え入れる働きかけをしている」との答弁でありました。

収益的支出では、医療技術者修学資金貸付金返還債務の免除について」の質疑があり、「看護師の修学資金貸付で平成24年に4年生大学に行った4名へ年間120万円を貸付けており1,920万円、平成26年に3年間の短期大学へ行った1名へ年間60万円を貸付けており180万円の合わせて2,100万円を貸付けしていたが、そのうち5名が長生病院へ就職し、義務年限が終了したので、債務を免除するということ。」との答弁でありました。

また、資本的支出では、「前年度に比べ、企業債償還金が2億4,000万円ほど減っている理由は。」との質疑があり、「以前、借換えをした企業債が今年度に償還が終了する。来年度はA棟建設の企業債償還が始まるので、その差額として2億4,000万円ほど減っている。」との答弁がありました。

以上が、病院事業会計で審議されました内容の一部であります。

以上の質疑応答を踏まえ、本委員会は「議案第7号 令和2年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計予算」並びに「議案第8号 令和2年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計予算」は、出席委員全員の賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

何とぞ、本会におかれましても、慎重審議を賜り、御可決いただけますよう申し上げます。

令和2年2月25日、企業常任委員会委員長、阿井市郎。

○議長（松野唱平君） 御苦労さまでした。

以上で、各委員会の報告は終わりました。

ただいまの各委員会の報告に対し、一括して質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松野唱平君） なければ、質疑を終わります。

次に、討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松野唱平君） なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、「議案第 5 号 令和 2 年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計予算」について、委員会報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

したがって、議案第 5 号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、「議案第 6 号 令和 2 年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費予算」について、委員会報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

したがって、議案第 6 号は委員会報告のとおり可決されました。

「議案第 7 号 令和 2 年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計予算」について、委員会報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

したがって、議案第 7 号は委員会報告のとおり可決されました。

「議案第 8 号 令和 2 年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計予算」について、委員会報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

したがって、議案第 8 号は委員会報告のとおり可決されました。

日程第 2、「閉会中の所管事務調査申し出の件」を議題といたします。

先般、総務常任委員会委員長並びに企業常任委員会委員長から、会議規則第104条の規定に基づき、閉会中における所管事務調査研究の申し出がありました。

お諮りいたします。

各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中に所管事務の調査研究をすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松野唱平君） 異議ないものと認めます。

したがって、各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中に所管事務の調査研究をすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。

本定例会に係る会議録の調製に当たり、字句、その他細部の整理を要するものについては、会議規則第43条の規定により、議長に一任していただきたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

これをもって、令和2年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 4時24分閉会